

第2次久喜市 男女共同参画行動計画

平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

男女がいきいきと活躍できる社会の実現

平成30(2018)年3月



男女がいきいきと活躍できる 社会の実現を目指して



近年、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化の進展、ライフスタイルの多様化など私たちを取り巻く社会環境は急激に変化しています。

このような中、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあう男女共同参画社会の実現が不可欠であり、特に最大の潜在力である「女性の力」の発揮が、これからの社会の活性化に欠かせないことは共通の理解となっております。

久喜市はこれまでも、年齢や性別にとらわれることなく、それぞれの人権を尊重し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、各施策に取り組んできました。

第2次となる本計画の策定にあたっては、社会環境の変化等に対応するため、前計画の成果を踏まえつつ、基本目標や施策の柱について見直しを行なうとともに、本計画の一部を「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市の推進計画として位置づけました。

今後は、この計画に基づき、行政機関だけではなく、市民の皆様、事業者や企業の皆様とともに各施策の推進を図ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました久喜市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、「平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力いただきました皆様、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せ頂いた方々など多くの市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

久喜市長 田中暄二

もくじ

第1章 計画の策定にあたって	
1 策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画を策定し推進するための基本的な視点	7
4 計画の位置付け	9
5 計画の期間	9
第2章 久喜市の現状	
1 統計データからみる現状	13
2 アンケート調査結果からみる現状	18
第3章 計画の基本的な考え方	
1 目指す将来像	27
2 基本理念	28
3 基本目標	29
4 施策体系	30
5 重点施策	32
6 目標数値	34
第4章 施策の展開	
基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重したまちづくり	37
施策の柱1 人権擁護の推進	38
施策の柱2 生涯を通じた健康支援	40
施策の柱3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮	42
基本目標Ⅱ 男女共同参画の意識づくり	43
施策の柱1 男女共同参画を推進するための啓発活動の充実	44
施策の柱2 男女平等教育の推進	47
施策の柱3 国際理解の推進	50
基本目標Ⅲ あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり	52
施策の柱1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	53
施策の柱2 仕事と家庭の両立支援の推進	56
施策の柱3 地域・社会活動における男女共同参画の推進	65

基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり	69
施策の柱1 性別による暴力の根絶に向けた啓発	70
施策の柱2 被害者のための相談体制と支援体制の充実	73

第5章 計画の推進体制

1 市、市民、事業者、教育に携わる者の責務	79
2 本市の推進体制の充実	80

資料編

1 策定の経過	85
2 久喜市男女共同参画審議会委員名簿	86
3 男女共同参画に関する国内外の動き	87
4 久喜市男女共同参画を推進する条例	92
5 久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則	94
6 関係法令	95
男女共同参画社会基本法	95
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	98
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	105
7 用語集	110

第 1 章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会*の実現に向け、平成22(2010)年9月に「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定するとともに、平成24(2012)年3月には「久喜市男女共同参画行動計画(第1次)”女と男^{ひと}とも^{ひと}に輝く共生プラン“」を策定し、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめとした様々な取組みを進めてきました。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組みとも連動しながら、平成11(1999)年の男女共同参画社会基本法*の制定に始まり、平成15(2003)年には男女共同参画推進本部*による「社会のあらゆる分野において、平成32(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画*や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション*(積極的改善措置)を始めとする様々な取組みを進めてきました。

また、平成27(2015)年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入りました。

しかし、固定的性別役割分担*意識や重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題は依然として残っているうえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ*問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解のもと、それらを解決していくため、真に実効性のある取組みが求められています。

こうしたなか、本市では、「久喜市男女共同参画行動計画(第1次)”女と男^{ひと}とも^{ひと}に輝く共生プラン“」の期間終了にあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、新たな計画として「第2次久喜市男女共同参画行動計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50（1975）年を「国際婦人年*」と定め、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年を「国連婦人の十年*」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

平成7（1995）年には、「第4回世界女性会議*」が北京で開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領*」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など12の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げ、世界の女性のエンパワーメント*（力をつけること）に関することが採択されました。また、この会議で、初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられました。

近年では、平成22（2010）年7月の国連総会決議において、男女平等と女性の地位向上の促進を目的として、ジェンダー*関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金*（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、平成23（2011）年1月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関*（UN Women）」が発足しました。

また、平成24（2012）年には、第56回国連婦人の地位委員会*がニューヨークの国連本部で開催され、東日本大震災から1年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、震災の経験や教訓を各国で共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指し、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

平成27（2015）年には、第4回世界女性会議（北京会議）から20年目を迎え、第59回国連婦人の地位委員会（通称：北京+20）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。

(2) 国の動き

世界の動きを受け、国では、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進するために、推進体制が大幅に強化されました。

また、平成13（2001）年には、配偶者からの暴力*の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。平成25（2013）年の改正では、「DV防止法」の適用対象の拡大を図るため、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」にも、この法律が準用されることになりました。

平成19（2007）年のワーク・ライフ・バランス*推進官民トップ会議においては、関係者が積極的に取組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、官民一体となった取組みが始まり、翌年を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）元年」と位置付けました。

平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が制定され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

また、同年、改めて女性の活躍推進を強調し、「男性中心型労働慣行等の変革」や「あらゆる分野における女性の参画の拡大」に向けて、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な取組みを進めるため、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第1章 計画の策定にあたって

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、国の動きを受け、全国に先駆けて、平成12（2000）年に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、平成14（2002）年に、条例に基づく「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

また、同年、県民や市町村の取組みを支援するための拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）」が開設されました。平成16（2004）年には、様々な分野への生涯を通じた女性のチャレンジを支援するために「With You さいたま女性チャレンジ支援事業」が開始されました。

近年では、平成24（2012）年に、産業労働部にウーマノミクス*課が設置され、女性の活躍によって経済を活性化するため、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」として、女性の就業支援や子育て支援などが推進されています。

平成29（2017）年には、男女共同参画をめぐる国連の動向や国の「第4次男女共同参画基本計画」などを踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）」が策定されました。

(4) 久喜市の取組み

平成22（2010）年3月に、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の1市3町が合併し、「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」を将来像とした「新久喜市」が誕生しました。

それぞれの市町では、地域の男女共同参画をめぐる実態を把握し、それぞれ男女共同参画の推進に積極的に取り組んできましたが、合併後も引き続き、男女共同参画の推進を図るため、合併調整方針に基づき、施策の推進に取り組んできました。

合併後の平成22（2010）年9月に、将来にわたって豊かで活力あるまちにするため、男女共同参画の推進に関する新市の基本的施策について定めた「久喜市男女共同参画を推進する条例」を制定し、平成24（2012）年には、「久喜市男女共同参画行動計画（第1次）”女と男^{ひと}ともに輝く共生プラン“」を策定しました。

平成27（2015）年8月に、女性活躍推進法が成立したことを受け、平成28（2016）年3月に、特定事業主行動計画を「久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン」と改定し、次世代育成及び女性の活躍推進に一体的に取り組んでいくこととしました。

平成28（2016）年11月には、本市の現状を把握するために「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という）を実施し、平成30（2018）年3月に、意識調査の結果や国の「第4次男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」をふまえ、「第2次久喜市男女共同参画行動計画」を策定しました。

3 計画を策定し推進するための基本的な視点

今後、男女共同参画のさらなる取組みを総合的かつ継続的に進めるため、次の項目を基本的な視点として計画を策定しました。

(1) 社会情勢の変化に対応したものとする

近年の少子高齢化の進行、国際化の進展、情報の多様化、ライフスタイルや家族形態の多様化など社会環境の急速な変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

(2) 課題の解決に向けた施策内容とする

平成28(2016)年11月に実施した「市民意識調査」の結果等、久喜市の男女共同参画に関する現状を踏まえ、課題の解決に向けた施策内容とします。

(3) 市民や事業者等の責務を明らかにする

「久喜市男女共同参画を推進する条例」に即した行動計画を策定するため、市、市民、事業者、教育に携わる者の責務をそれぞれ明確にします。

(4) 市、市民及び事業者との協働を視点に入れた取組みとする

男女共同参画の施策の推進にあたっては、同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「協働体制」を築き上げることが大切です。そのため、市、市民及び事業者との協働による男女共同参画の推進という視点に立った取組み内容を計画に盛り込みます。

(5) 実効性を確保できる計画とする

市、市民、事業者の「協働体制」の下で施策を推進するためには、施策の具体的な目標と成果を分かりやすく示し、次の施策の推進につなげていくことが重要です。そのため、具体的な数値目標を設定し、実効性が確保できる内容とします。

第1章 計画の策定にあたって

(6) DV防止及び被害者支援に関する計画として位置付けする

平成19(2007)年に「DV防止法」の一部が改正され、市は法律の基本方針に即し、かつ、県の基本計画を勘案して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画を定めることが努力義務となりました。

また、平成25(2013)年には、適用対象の拡大を図るため、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められ、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても、この法律が準用されることになっています。

このことから、本計画を、DV防止法に基づく市町村基本計画(DV防止及び被害者支援に関する計画)として位置付け、DVの防止に向けた施策を推進します。

(7) 女性活躍推進に関する計画として位置付けする

平成27(2015)年8月に制定された「女性活躍推進法」では、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する必要があることから、市は女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが努力義務となりました。

このことから、本計画を、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、女性活躍に向けた施策を推進します。

4 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりとします。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づいた基本計画です。
- (3) 「久喜市総合振興計画」の部門計画として、「久喜市総合振興計画」や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (4) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (5) 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- (6) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

5 計画の期間

上位計画の「久喜市総合振興計画」の基本計画（後期）の最終年度とあわせ、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うこととします。

■ 計画期間

	年度											
	平成 西暦	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
久喜市総合振興計画	基本構想(10か年)											
	前期基本計画(5か年)					後期基本計画(5か年)						
久喜市男女共同参画行動計画	第1次計画(6か年)						第2次計画(5か年)					

第 2 章

久喜市の現状

1 統計データからみる現状

(1) 人口推移

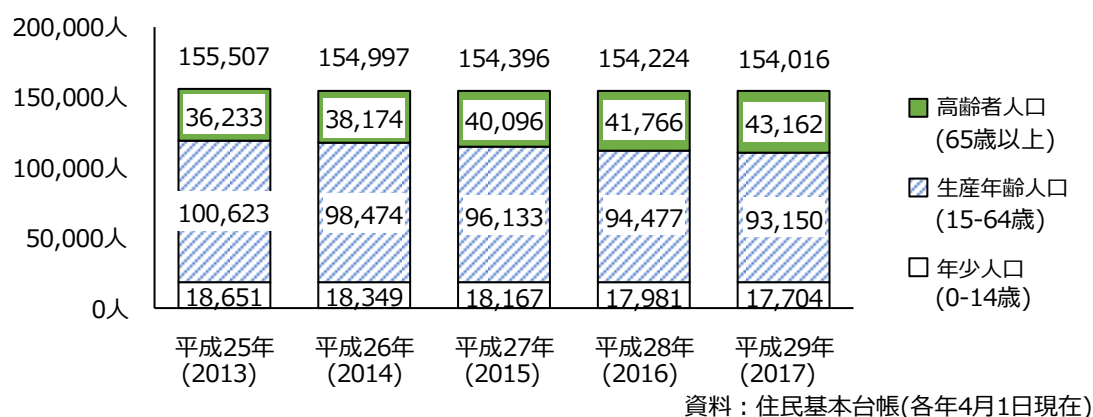
本市の総人口は、年々減少しています。

年齢3区分で見ると、高齢者人口は年々増加しており、平成29（2017）年の高齢者人口は43,162人で平成25（2013）年から19.1%（6,929人）増となっています。

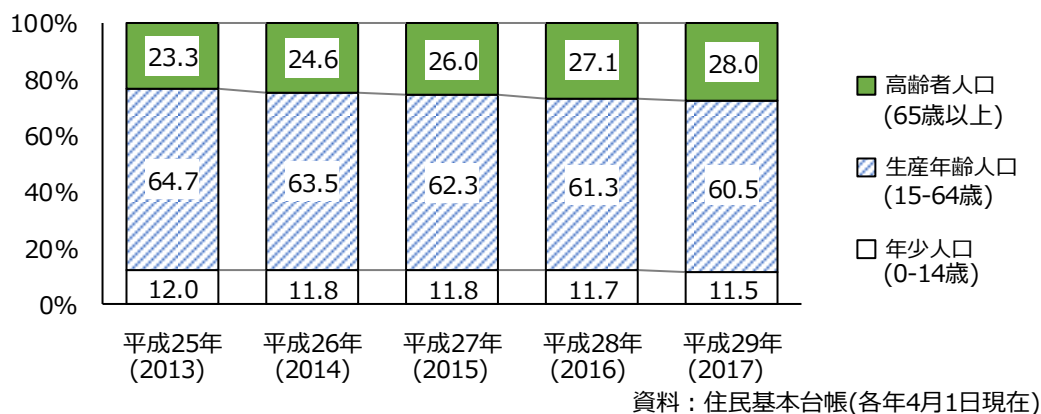
一方で、年少人口と生産年齢人口は年々減少しており、平成25（2013）年から平成29（2017）年の増減をみると、年少人口は5.1%（947人）減、生産年齢人口は7.4%（7,473人）減となっています。

人口構成比をみると、平成29（2017）年の高齢者人口割合（高齢化率）は28.0%となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口推移



■人口構成比



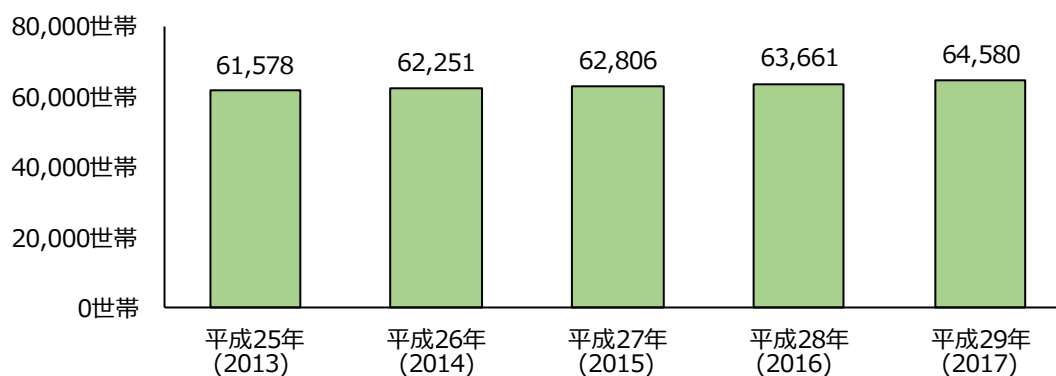
第2章 久喜市の現状

(2) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成29(2017)年は64,580世帯で、平成25(2013)年から4.9%(3,002世帯)増となっています。

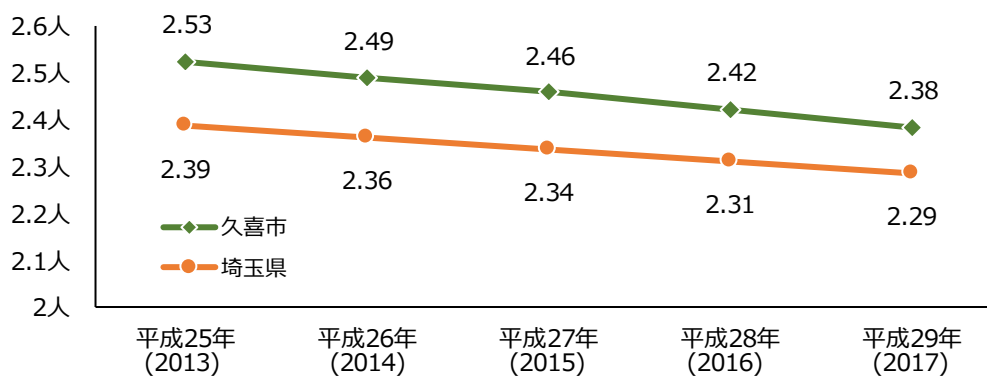
一方、1世帯あたりの人員は、埼玉県全体の数値より高く推移していますが、年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 1世帯あたり人員の推移



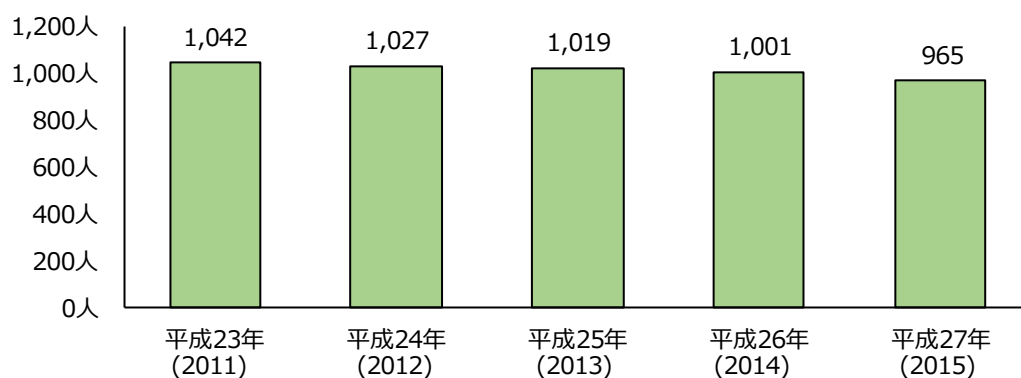
資料：久喜市 住民基本台帳(各年4月1日現在)
埼玉県 町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

(3) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、年々減少しており、平成27(2015)年は965人で、平成23(2011)年から7.4%(77人)減となっています。

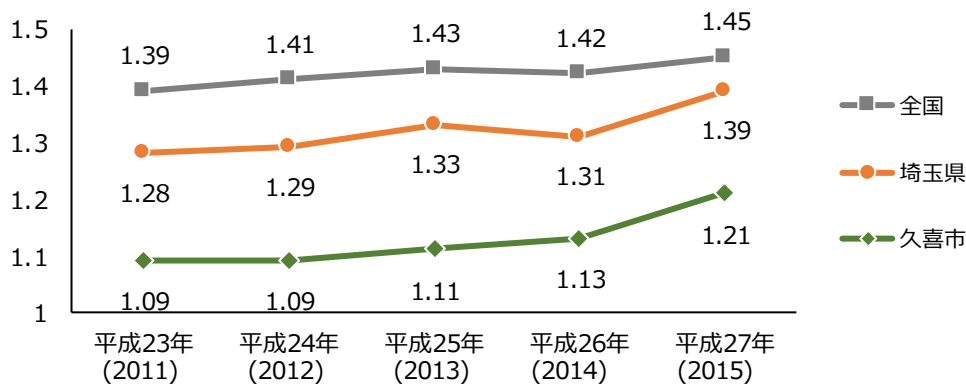
合計特殊出生率*の推移をみると、本市は国及び埼玉県を下回って推移していますが、平成23(2011)年から平成27(2015)年の伸び率は10.7%(0.12ポイント)増で、国及び埼玉県より高くなっています。

■出生数の推移



資料：埼玉県 人口動態概況(確定数)

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

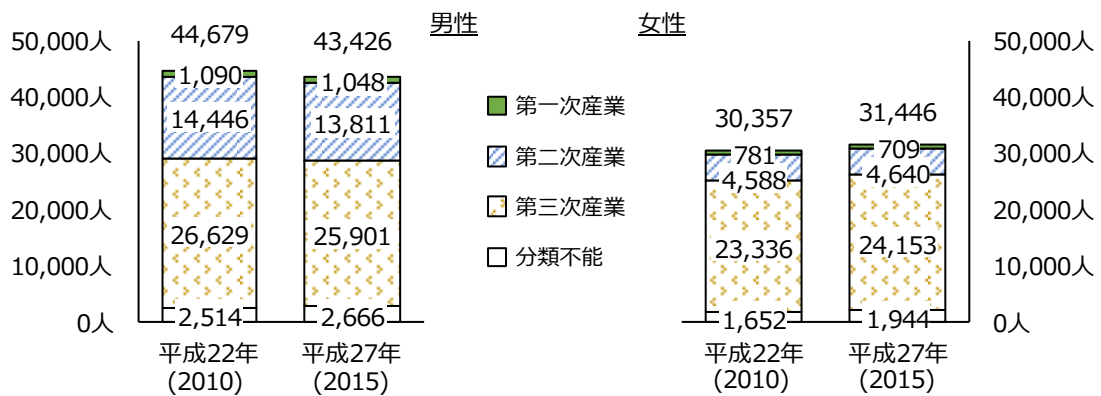
(4) 就労の状況

本市の産業別就業人口の推移をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて、男性では2.8%(1,253人)減となっていますが、女性では3.6%(1,089人)増となっています。

産業別にみると、男性では全体的に減少しているのに対し、女性では、第一次産業(農業、水産業、林業など)が減少し、第二次産業(製造業、鉱業、建設業など)と第三次産業(情報通信業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業など)が増加しています。

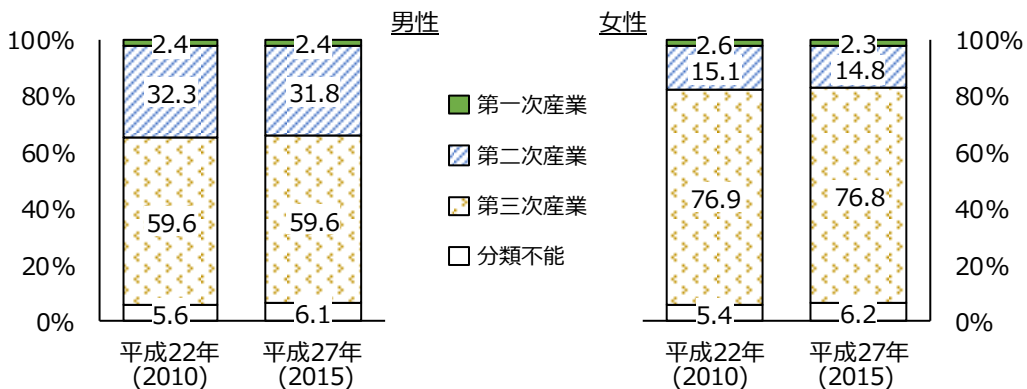
産業別就業人口割合をみると、男女とも構成比の大きな変化はありませんが、男性は第二次産業の割合が女性より高く、女性では第三次産業の割合が男性より高くなっています。

■産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

■産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

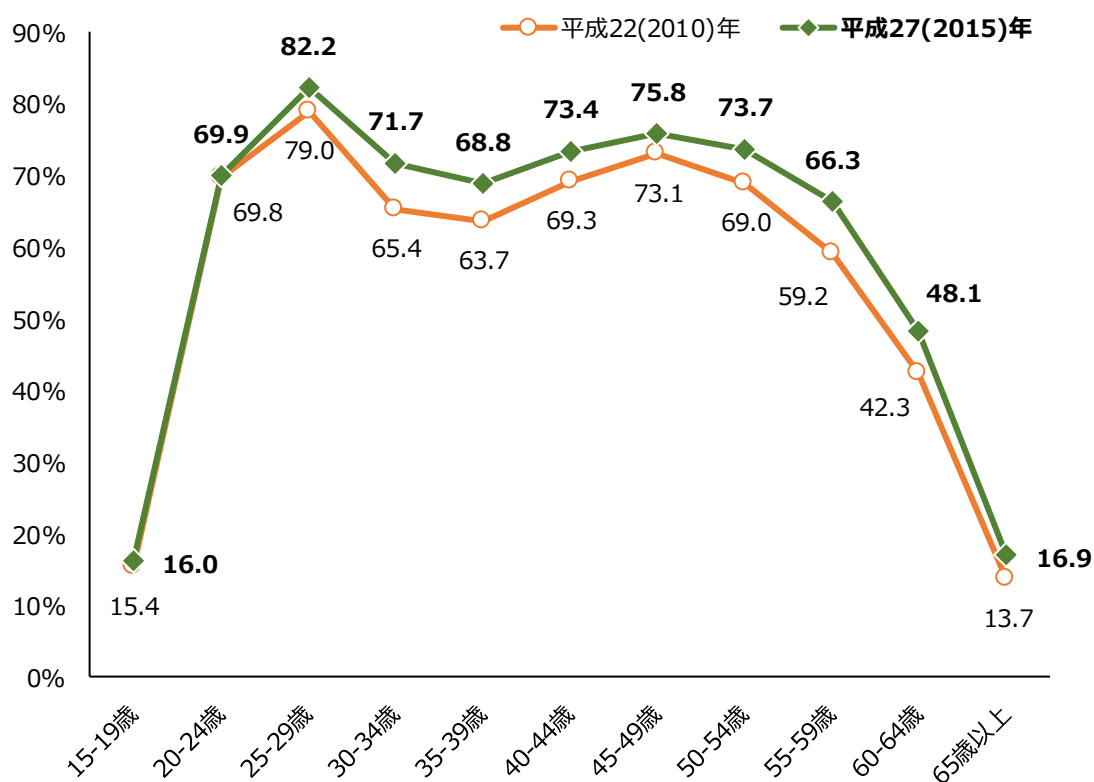
(5) 労働力率の状況

女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下するM字カーブを描く傾向が続いており、本市においても同様の傾向が続いています。

しかし、本市の女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて、すべての年代において労働力率が上昇しており、最も高い25～29歳では82.2%を占めています。

また、30歳代の労働力率の伸び率も高く、30～34歳では6.3ポイント、35～39歳では5.1ポイント上昇しています。

■女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

「久喜市男女共同参画行動計画（第1次）”女と男^{ひとひと}ともに輝く共生プラン“」が平成29（2017）年度に満了となり、平成30（2018）年度から平成34（2022）年までの5年間を計画期間とする、「第2次久喜市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、市民の考えや意見を把握し、計画に生かしていくために、市民意識調査を実施しました。

■ 調査概要

調査対象	久喜市の住民基本台帳に記載された20歳以上の方 2,000人(男女各1,000人)
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を配布・回収
調査期間	平成28年11月29日から平成28年12月14日まで
調査項目	1 回答者の属性 2 男女平等・男女共同参画に関する意識について 3 家庭生活について 4 男女の就業・仕事について 5 仕事と生活の調和(バランス)について 6 地域活動について 7 学校教育について 8 配偶者等からの暴力について 9 久喜市の男女共同参画の推進施策について 10 自由記載欄
有効回答者数	983人(女性：546人 男性：437人)
有効回答率	49.2%(女性：54.6% 男性：43.7%)

※アンケート調査結果について

- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。ただし、経年変化等の母数が異なるものを比較する場合は、割合の差「ポイント」で表記しています。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、スペース等の関係から一部省略した表現としている箇所があります。

(2) 言葉や施策の認知度

男女共同参画に関する言葉や施策について、「DV」や「DV防止法」という言葉を知っている割合（内容まで詳しく知っている、おおよそ知っている、言葉は聞いたことがあるの計）はいずれも70%を超えて高くなっています。次いで「ワーク・ライフ・バランス」や「LGBT*」など、比較的メディア等への露出度が高い言葉や施策について知っている割合が高くなっています。なお、「男女共同参画社会」について知っている割合は平成22（2010）年の調査からの大きな変化は見られませんでした。

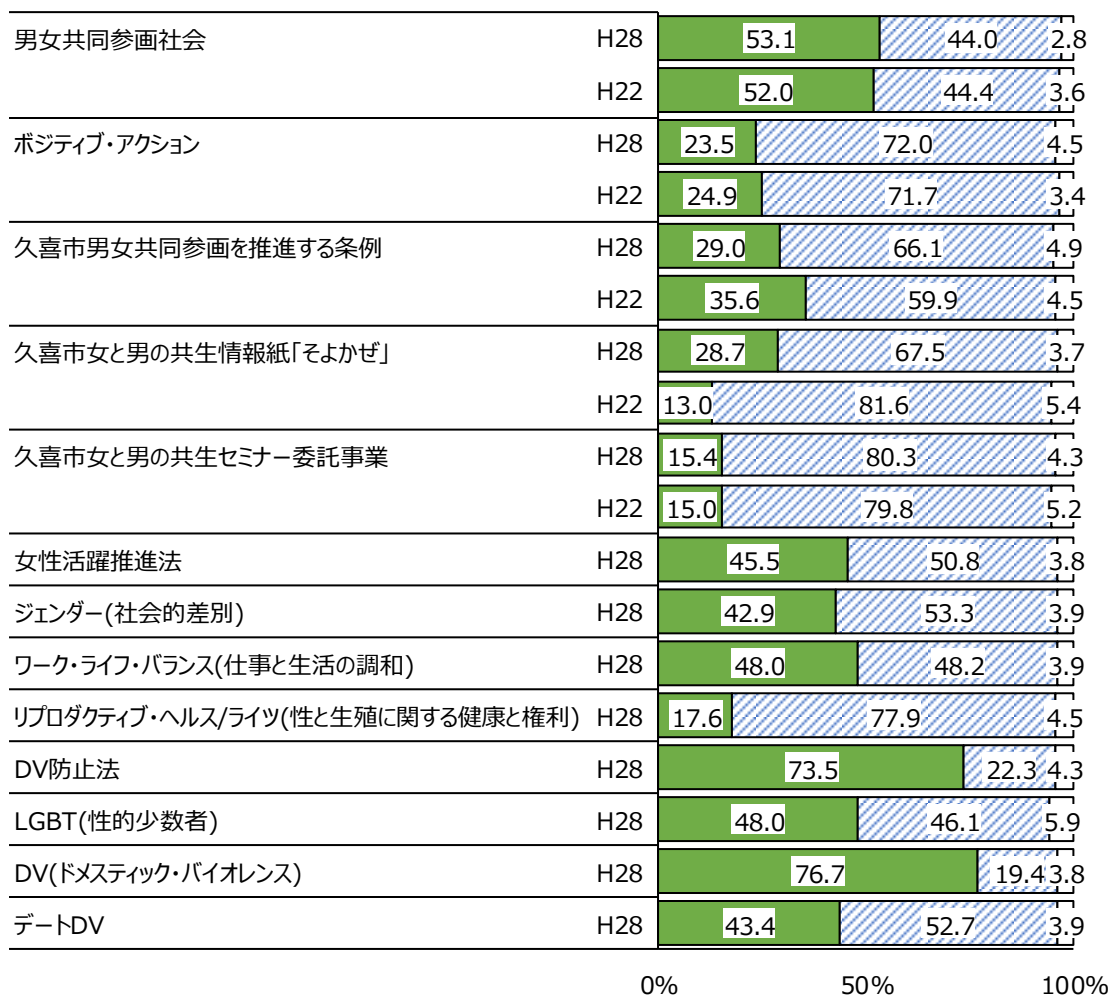
一方、本市の条例や施策はあまり知られていないものの、「久喜市女と男の共生情報紙『そよかぜ』」について知っている割合が、平成22（2010）年の調査から15.7ポイント高くなっています。

■言葉や施策の認知度（あなたは、次の男女共同参画に関する言葉や久喜市が取り組んでいる施策をご存知ですか。）

平成28(2016)年 有効回答数：983件

平成22(2010)年 有効回答数：446件

■ 知っている ■ 知らない □ 無回答



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「③学校教育の場」は、「平等」と回答した割合が全体では63.1%で、平成22(2010)年の調査から8.6ポイント低下しているものの、平等感が最も高い項目となっています。

一方、「②職場の中」や「⑤政治や政策方針決定の場」、「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」は、平成22(2010)年の調査結果と同様に、過半数が「男性優遇」と回答しています。また、いずれも男女ともに過半数が「男性優遇」と回答しており、「⑧社会全体の中」においても同様の結果となっています。

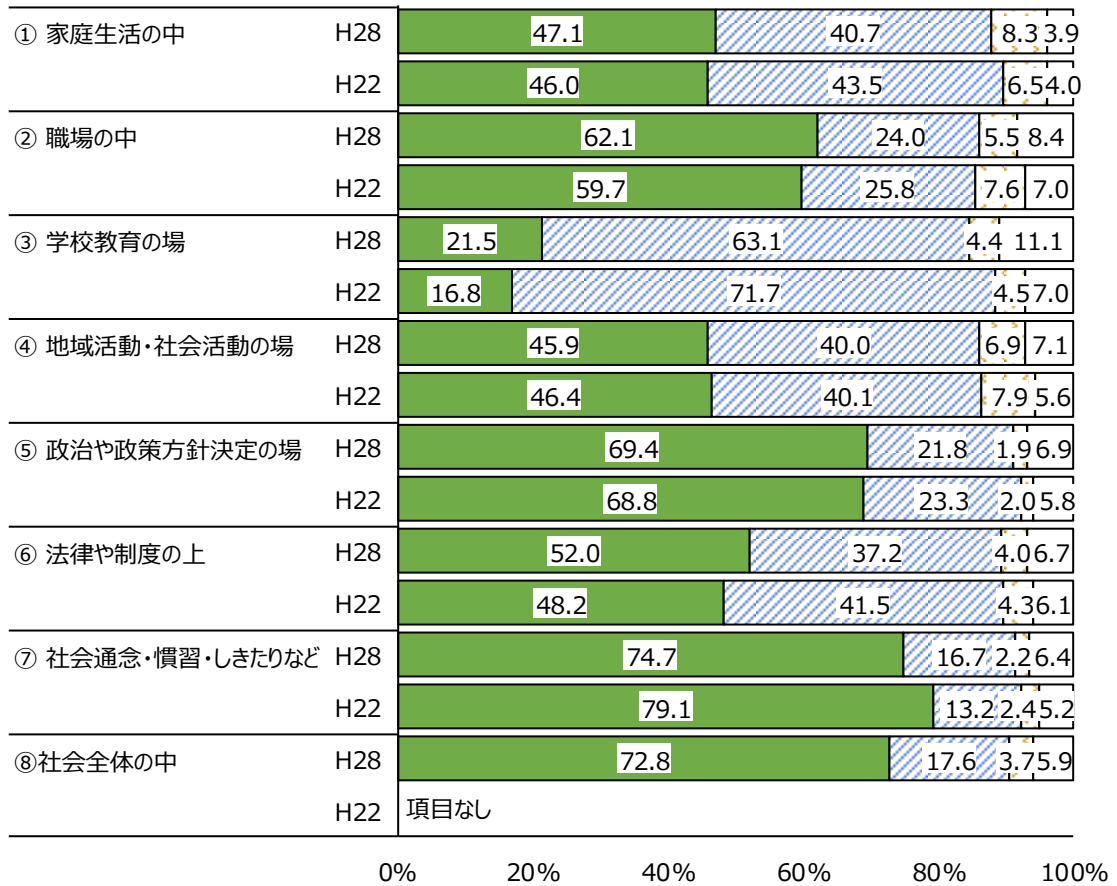
「①家庭生活の中」や「④地域活動・社会活動の場」、「⑥法律や制度の上」では、男性の50%前後が「平等」と回答しているのに対し、女性では30%前後にとどまっているなど、男女の平等感の差が明確になっています。

■男女の地位の平等感（あなたは、次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。）

平成28(2016)年 有効回答数：983件

平成22(2010)年 有効回答数：446件

■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 □ 無回答



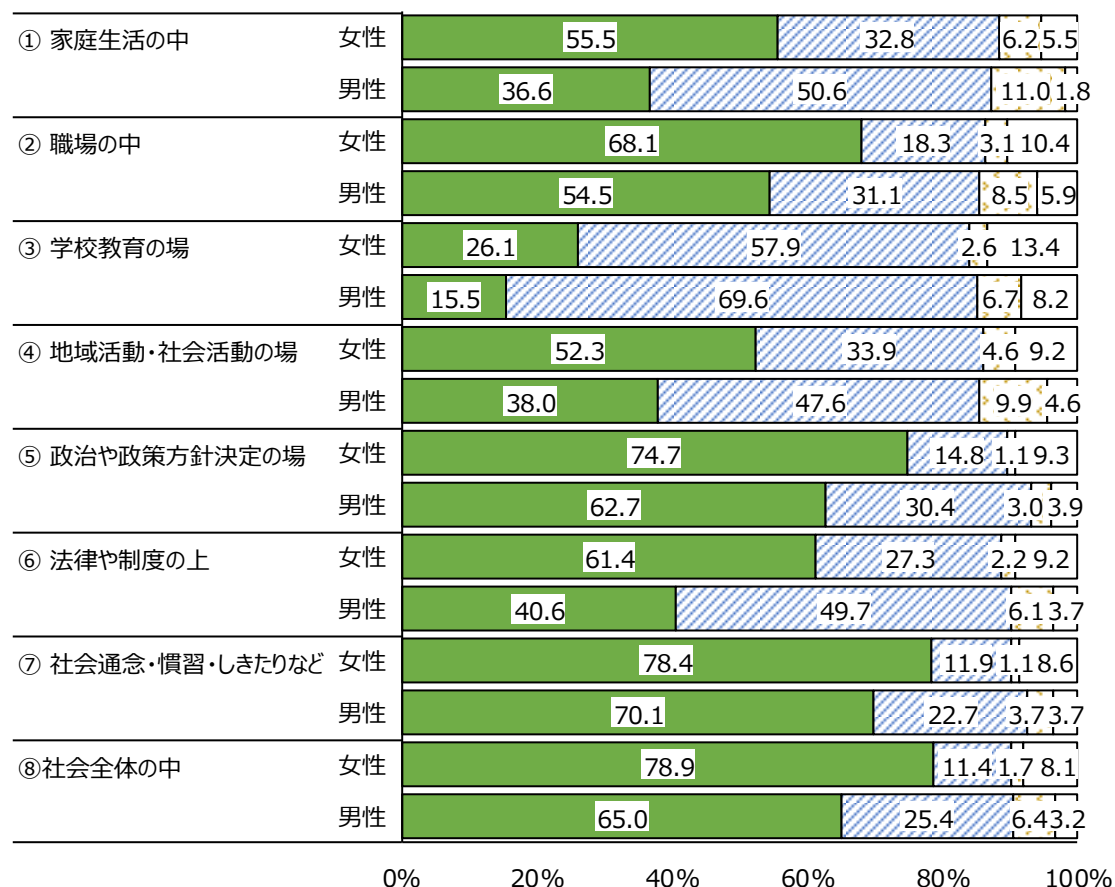
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

■男女の地位の平等感（あなたは、次の①～⑧において、男女の地位は平等になっていると思いますか。）

女性 有効回答数：546件

男性 有効回答数：437件

■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 □ 無回答



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

第2章 久喜市の現状

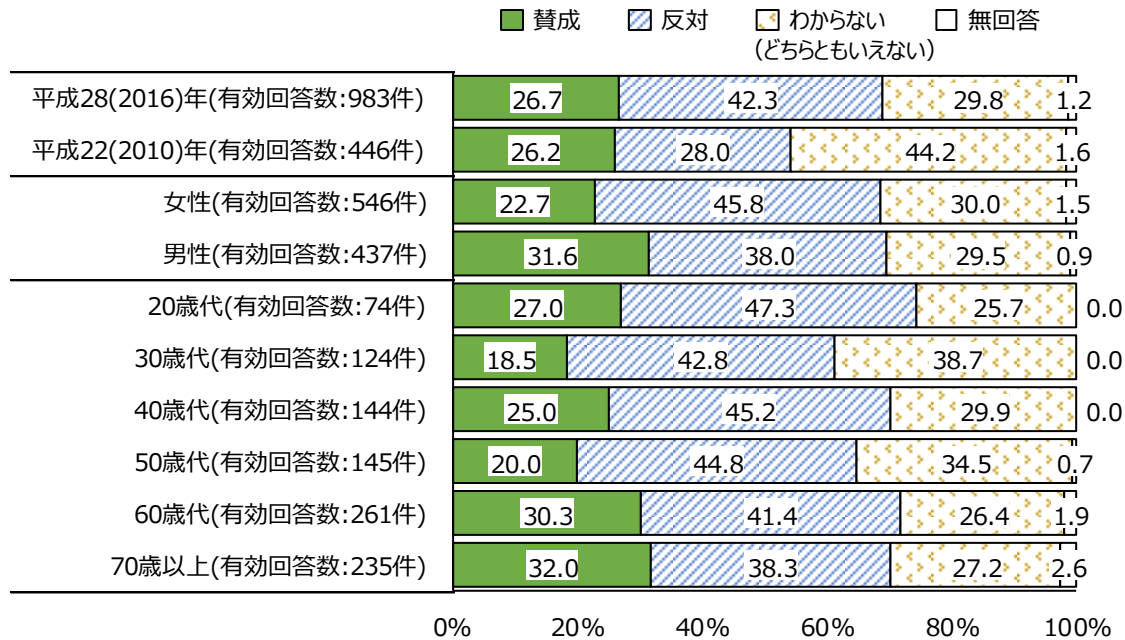
(4) 固定的割分担意識

固定的性別役割分担意識について、「反対」が42.3%で最も多く、平成22(2010)年の調査から14.3ポイント増加しており、性別で役割を固定的に考えるのではないという意識が広まっていることがわかります。

性別では、男女ともに「反対」が最も多く、女性は45.8%、男性は38.0%となっています。

年代では、年代による多少の差はみられるものの、すべての年代において「反対」が最も多くなっています。

■ 固定的性別役割分担意識(あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

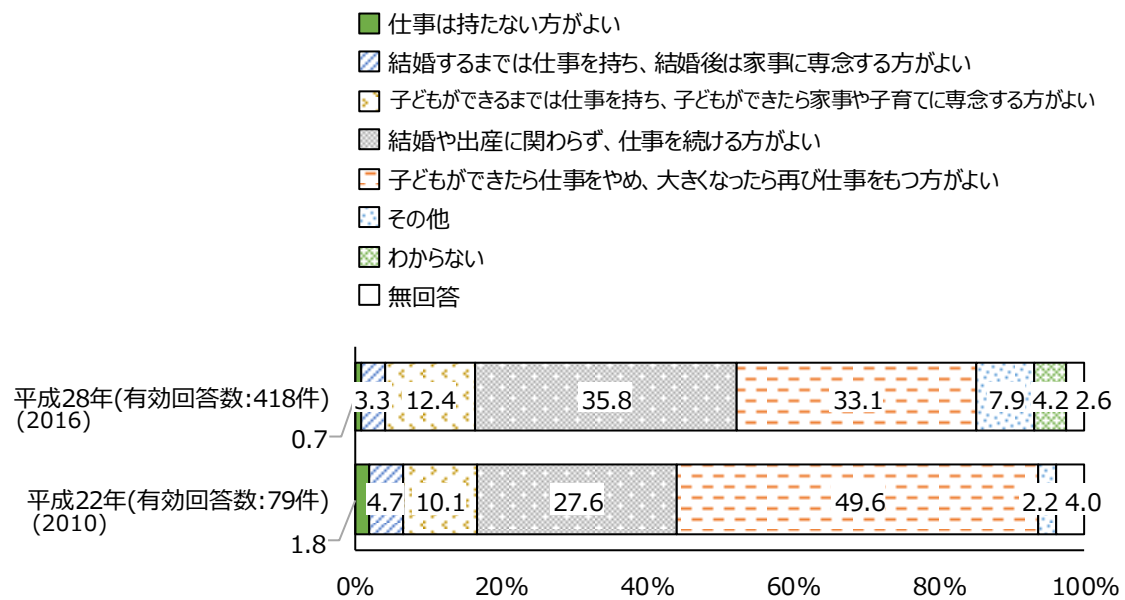
(5) 女性が職業をもつこと

女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が35.8%で最も多く、平成22(2010)年の調査から8.2ポイント増加しています。

一方、平成22(2010)年の調査では、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が49.6%で最も多くなっていましたが、16.5ポイント減少しています。

このことから、結婚や出産を機に仕事を辞めるのではなく、仕事を継続すると考えている人が増えていることがわかります。

■女性が職業をもつこと（あなたは、女性が職業をもつことについて、どうお考えですか。）



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

(6) 女性が結婚・出産後も仕事を続けるための支援

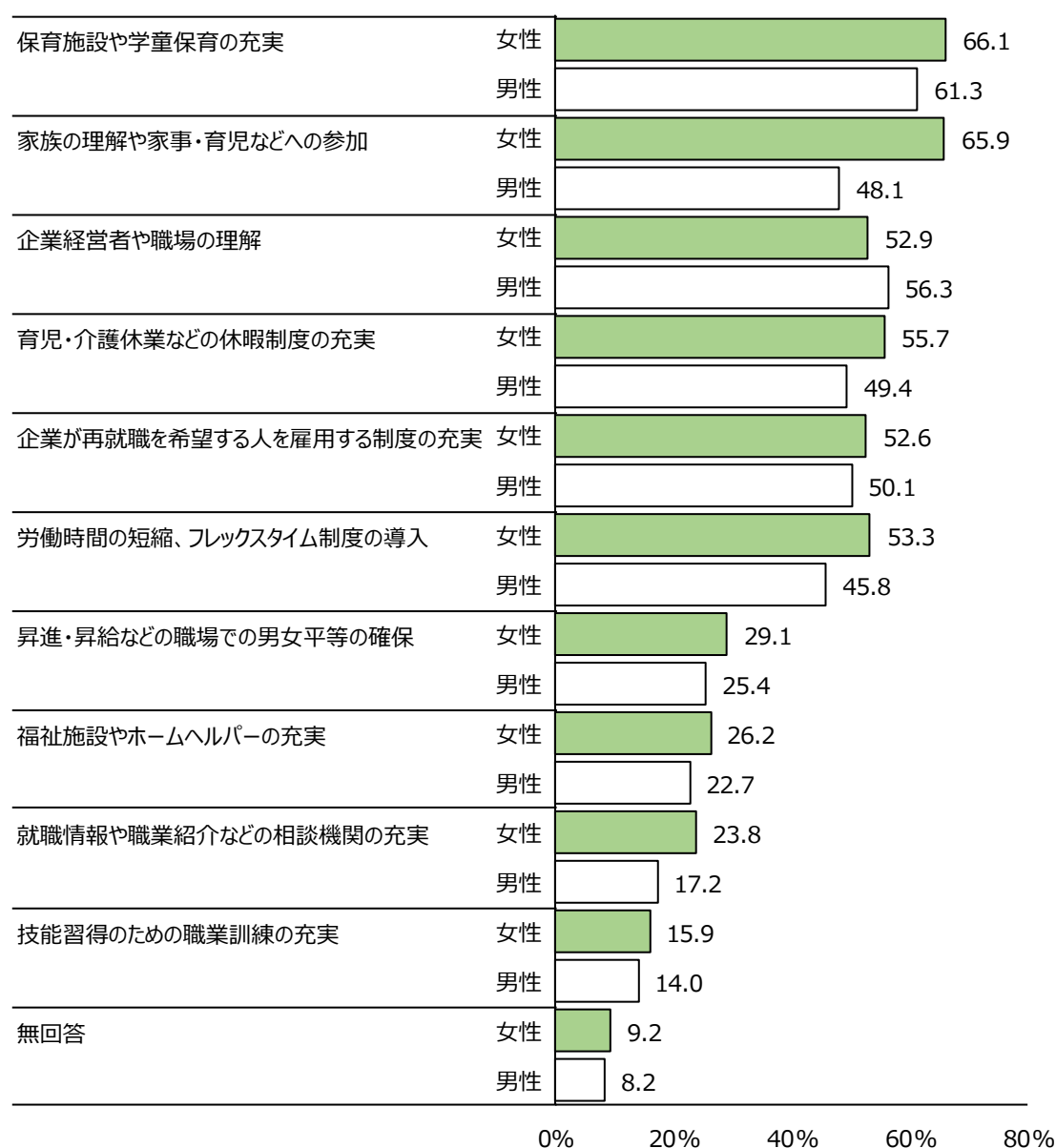
女性が結婚・出産後も仕事を続けるための支援について、「保育施設や学童保育の充実」が最も多く、男女ともに60%を超えています。

次いで、女性では「家族の理解や家事・育児などへの参加」が65.9%で、男性と比較すると17.8ポイント高くなっています。

- 女性が結婚・出産後も仕事を続けるための支援（あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けるため、また、結婚や出産などを機会に退職した女性が再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。）

女性 有効回答数：546件

男性 有効回答数：437件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 目指す将来像

本市では、「久喜市男女共同参画を推進する条例」の前文にうたわれているように、「将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市」を築いていくため、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあう、男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかしながら、少子高齢化、人口の減少、社会経済情勢の急速な変化などにより、仕事と家庭の調和、子育てや介護、DVなど、依然として多くの課題が残っています。

様々な分野で男女共同参画を推進することは、新たな価値観や考え方を創造し、多様性を認め、より多くの人材の活用につながり、その結果、男女が共に、家庭や職場、地域において調和のとれた豊かな社会を築くことが可能となります。

本計画では、性別にとらわれず、すべての人が様々な分野で活躍できる社会の実現のため、次のとおり目指す将来像を定め、施策を推進していきます。

男女がいきいきと活躍できる社会の実現



2 基本理念

「久喜市男女共同参画を推進する条例」に即した計画とするために、条例第3条に示された基本理念を踏まえ、次の7つを本計画の基本理念とします。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的な扱いを受けることなく、個人として尊重され、能力を発揮する機会が確保されること

基本理念2 男女の主体的な活動選択及び参画できる環境の確保

男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること

基本理念3 男女の政策・方針決定過程への共同参画機会の確保

市における政策又は事業や地域の活動における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること

基本理念4 家族を構成する男女の、家庭及びその他の社会生活活動への対等な参画促進

子育てや介護などの家庭生活における活動と仕事などの社会生活における活動に、男女が対等に参画できるようにすること

基本理念5 性別による暴力の根絶

性別による暴力（配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント*その他の性別による暴力）が正しく認識され、そのような暴力が速やかに根絶されること

基本理念6 男女の性と生殖に関する健康と権利に対する配慮

妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女それぞれの意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること

基本理念7 国際的な動向への考慮

男女共同参画の理念形成について、国際的な動向も視野に入れること

3 基本目標

「久喜市男女共同参画を推進する条例」や本計画の基本理念を基に、本市の現状を踏まえたうえで、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、基本目標Ⅲに係る部分について、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、基本目標Ⅳに係る部分については、「DV防止法」に基づく基本計画（DV防止及び被害者支援に関する計画）として位置付けます。

基本目標Ⅰ

男女の人権を尊重したまちづくり

基本目標Ⅱ

男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅲ

あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり

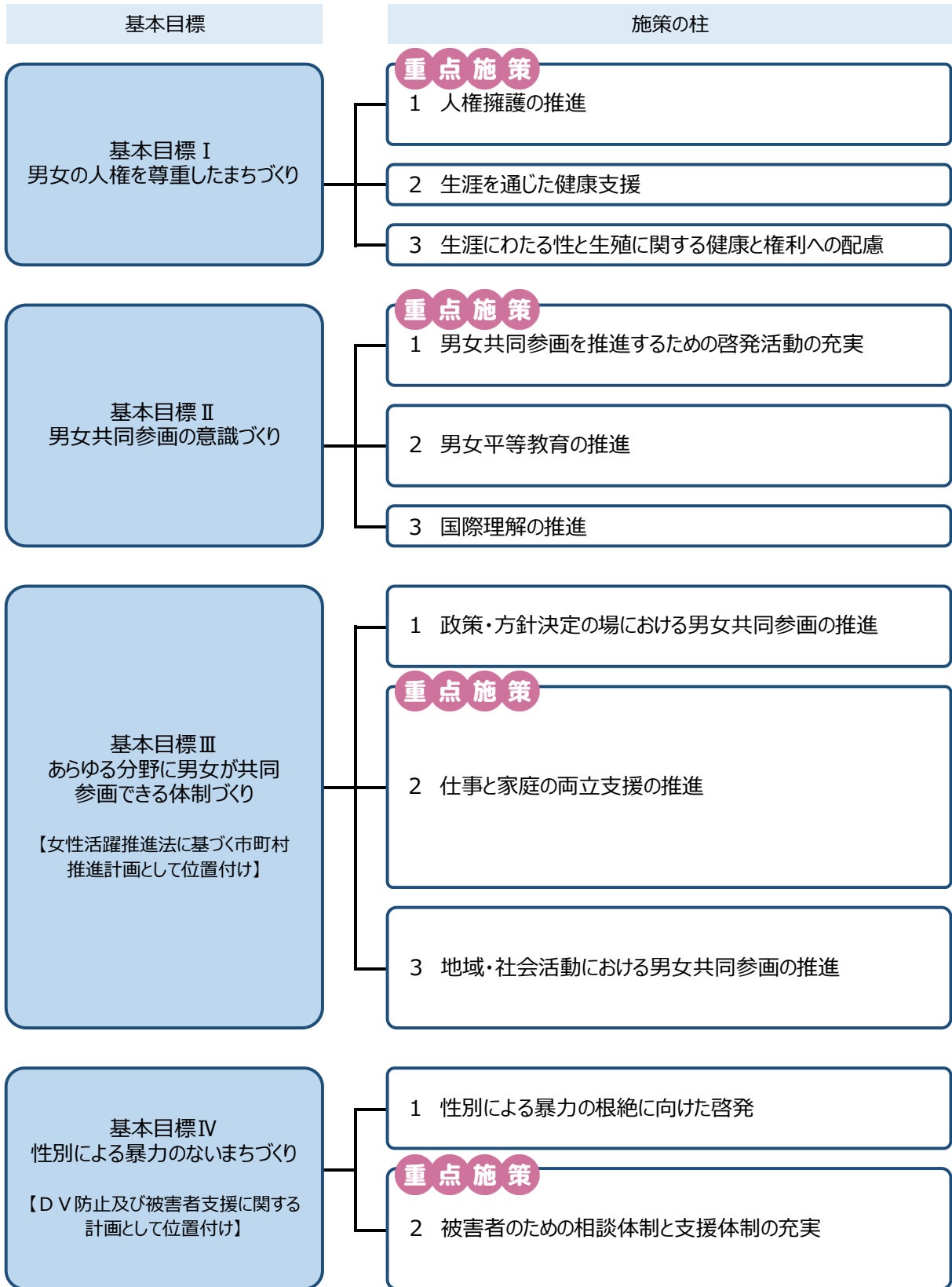
▶女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としての位置付け

基本目標Ⅳ

性別による暴力のないまちづくり

▶DV防止及び被害者支援に関する計画としての位置付け

4 施策体系



施策の方向	
	①人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動の推進
	②性教育の充実
	①健康づくりの推進
	①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発
	①あらゆる機会を活用した啓発活動の強化・情報提供の推進
	②男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進
	①教育の場における男女平等教育の推進
	②生涯におけるジェンダーの視点をもった平等教育の推進
	①国際交流の推進と外国人に対する支援
	①行政委員会及び審議会等における男女共同参画の推進
	②行政における女性職員の職域拡大と管理職への登用推進
	①男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
	②女性がチャレンジできる環境づくりへの支援
	③家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
	④男性の家事、育児、介護への参加支援
	⑤子育てと介護の支援
	①男女が共に担う地域社会づくりの推進
	②安心して暮らせる地域づくり
	③防災における男女共同参画の推進
	①配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応
	②若年者に対する予防啓発の推進
	①被害者のための支援・相談体制の充実
	②庁内及び庁外の関係機関との連携
	③外国人、高齢者、障がい者への支援と連携協力

5 重点施策

男女共同参画を推進するための施策のうち、近年の男女共同参画を取り巻く社会環境や本市のこれまでの取組み、市民意識調査結果等を踏まえ、より重点的な取組みが必要である次の4施策を本計画の重点施策とします。

▶重点施策1 人権擁護の推進

男女共同参画を推進するためには、一人ひとりが、お互いに理解し合い、人権を尊重することが大切です。

市民意識調査においても、「男女が互いを尊重しあい、協力しあう、人権の尊重された環境づくりを行う」ことが最も重要視されており、啓発及び教育、相談支援体制を充実する必要があります。

- 人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動の推進
- 性教育の充実

▶重点施策2 男女共同参画を推進するための啓発活動の充実

女性の社会進出が進む一方で、固定的性別役割分担意識が根強く残り、女性の家事・育児・介護などの負担は依然として大きなものとなっています。

家庭や職場、地域など様々な場面において、男女平等意識の浸透を図るため、市民及び事業者等との連携・協働のもと、あらゆる機会を活用した啓発活動や情報提供を展開する必要があります。

- あらゆる機会を活用した啓発活動の強化・情報提供の推進
- 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進

▶重点施策3 仕事と家庭の両立支援の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

しかしながら、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、多様な価値観やライフスタイルに対応したものとなっておらず、家庭や職場、地域には、固定的役割分担意識が残っています。

市民意識調査においても、男性では仕事優先、女性では家庭生活を優先している割合が多く、男女が共に自らの希望するバランスで、その能力を十分に発揮することができる環境をつくる必要があります。

- 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
- 女性がチャレンジできる環境づくりへの支援
- 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 男性の家事、育児、介護への参加支援
- 子育てと介護の支援

▶重点施策4 被害者のための相談体制と支援体制の充実

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その予防と被害者支援のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していく上での重要な課題となります。

特に、DV被害者の多くは女性であり、本市の女性相談事業においても、DVを含む様々な相談が寄せられていることから、早期に対応・解決することができるよう、相談体制及び支援体制を充実する必要があります。

- 被害者のための支援・相談体制の充実
- 庁内及び庁外の関係機関との連携
- 外国人、高齢者、障がい者への支援と連携協力

6 目標数値

基本目標	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 【平成34年度】
Ⅰ 男女の人権を 尊重したまち づくり	女性の悩み相談利用率	人権推進課調べ	76.9% (平成28年度)	100%
	社会全体の中で男女平等と 感じる人の割合	市民意識調査	17.6% (平成28年度)	30%以上
	特定健康診査受診率	国民健康保険課 調べ	42.7% (平成28年度)	60%
Ⅱ 男女共同参 画の意識づく り	男女共同参画の周知度	市民意識調査	53.1% (平成28年度)	80%以上
	「男は仕事、女は家庭」という 考えを見直す意識(考えに同 感しない人の割合)	市民意識調査	42.3% (平成28年度)	80%以上
	家庭生活で男女平等と感じる 人の割合	市民意識調査	40.7% (平成28年度)	50%以上
	職場の中で男女平等と感じる 人の割合	市民意識調査	24.0% (平成28年度)	30%以上
Ⅲ あらゆる分野 に男女が共同 参画できる体 制づくり	市の審議会等における女性 委員の登用率(全体の審議会 等委員総数の女性登用率)	人権推進課調べ	34.1% (平成29年4月1日)	40%以上
	自主防災組織の構成された 団体の割合(組織率)	消防防災課調べ	73.9% (平成28年度)	80%
	地域包括支援センター相談 者数	介護福祉課調べ	23,499人 (平成28年度)	30,000人
	保育所等待機児童数	保育課調べ	40人 (平成29年4月1日)	0人
	市の男性職員の育児休業取 得率(久喜市特定事業主行 動計画)	人事課調べ	0% (平成28年度)	13% (平成31年度)
Ⅳ 性別による暴 力のないまち づくり	デートDV*防止チラシの配布 枚数	人権推進課調べ	140枚 (平成28年度)	2,000枚
	デートDVという言葉を知った ことがある人の割合	市民意識調査	43.4% (平成28年度)	60%以上
	DV被害者のうち、誰かに相 談した人の割合	市民意識調査	14.8% (平成28年度)	30%以上

第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重したまちづくり

男女が個人として尊重され、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力を発揮することができるような生き方が尊重されなければなりません。

平成22(2010)年9月に施行した「久喜市男女共同参画を推進する条例」では、「男女が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」が男女共同参画を推進していく上での基本理念の一つとしてうたわれており、本市では男女の人権が尊重された社会の実現に向けた施策を展開しています。

市民意識調査によると、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うことは、「男女が互いを尊重しあい、協力しあう、人権の尊重された社会環境づくりを行う」が全体のおよそ4割を占め、平成22(2010)年の調査(40.4%)から引き続き、最も多い結果となっています。

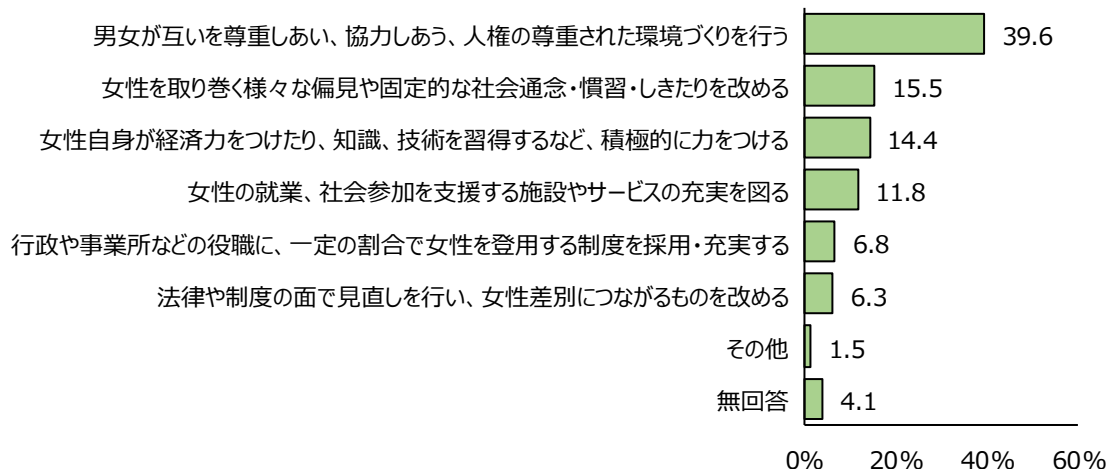
そのため、市民一人ひとりが多様性を理解し、人権の意義や重要性を認識することができるよう、より一層市民への啓発や教育を充実していくことが求められます。

また、男女が互いの性を正しく認識し、生涯にわたり健康な生活を営むためには、妊娠・出産など性差に基づく課題に男女が共に向き合い、性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重される社会形成が不可欠です。

■男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために最も重要だと思うこと

(今後、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等になるために、最も重要だと思うことは何ですか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

施策の柱1 人権擁護の推進

施策の方向① 人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動の推進

男女が共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画できる社会づくりを進めるためには、男女の個人の人格が尊重されるとともに、LGBTを含む性の多様性が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにすることが重要です。

すべての人が性別や年齢にとらわれることなく互いに十分理解しあい、それぞれの人権を尊重し、相手への思いやりと自己に対する尊厳をもち、心身ともに健康な人生を送ることができるよう意識の高揚を図ります。

また、あらゆる機会において人権尊重意識の啓発活動を充実させるとともに、人権擁護の観点から人権擁護活動を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11101	人権意識の高揚	個人の尊厳と男女平等を基礎とした人権意識の高揚を図り、互いの人権と多様な価値観を尊重することの重要性について啓発を行う。	人権推進課 生涯学習課
11102	人権週間などにおける啓発活動の推進	人権週間(12/4～12/10)などの機会を捉え、個人の尊厳と男女平等を基礎とした人権の尊重についての啓発活動を行う。	人権推進課
11103	生命を尊重する教育の推進	道徳や総合的な学習の時間などを通して、生命を尊重する教育を推進する。	指導課
11104	人権・女性相談事業の充実	日常生活における様々な困りごとや悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」を本庁及び各総合支所で実施する。また、相談員の相談研修への参加を促進するなど相談事業の充実を図る。	人権推進課
11105	女性の悩み(カウンセリング)相談事業の充実	配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に応じるため、カウンセラーによる女性の悩み(カウンセリング)相談を実施する。	人権推進課
11106	LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施	LGBTを含む性の多様性を尊重し、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすため、各種講座や学習機会の情報提供を行う。	人権推進課

施策の方向② 性教育の充実

男女が、互いの性についての正しい知識を身につけ、尊重する意識の啓発を図ることは重要です。性に関する商業的、不正的な情報が氾濫するなかにあっては、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、性に関して、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身につけ、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れるようにすることが重要です。

このため、家庭・地域と連携し、教育の場をはじめとした様々な機会において、性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、性教育の充実を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
11201	人間尊重に基づいた性教育の推進	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、各教科や道徳、特別活動などの教育活動を通して、人間尊重に基づいた性教育を推進する。	指導課
11202	性に関する教育活動の推進	男女が互いの性について正しい知識を身につけ、尊重できるよう、性に関する情報の提供を行う。	人権推進課
		性に関する情報を適切な時期に提供できるよう、各種パンフレットの配布を行うなど、性に関する教育活動を行う。	中央保健センター



施策の柱2 生涯を通じた健康支援

施策の方向① 健康づくりの推進

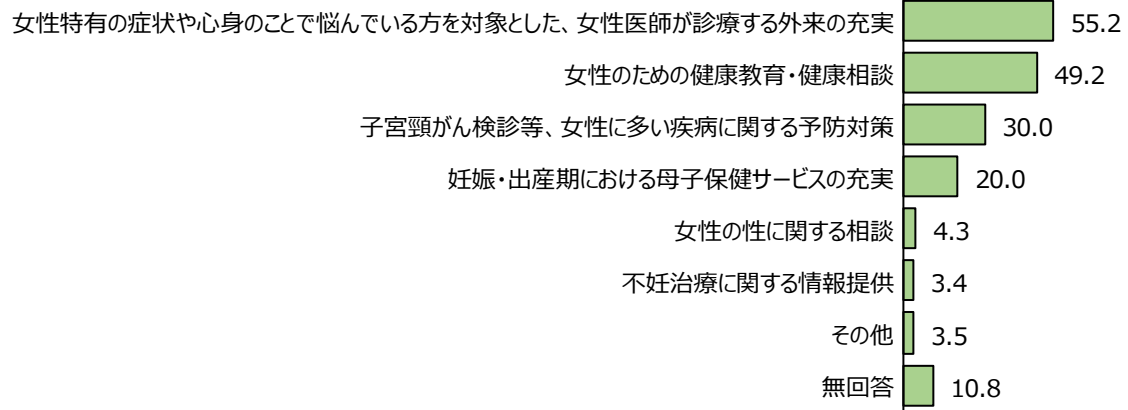
生涯を通じた健康の保持のためには、男女が健康状態に応じて適切に自己管理を行うことや性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。

特に、女性の心身の状況は思春期、出産期、更年期、老年期など、各ライフステージに応じて大きく変化します。女性の社会進出が進む中で、妊娠・出産時における健康問題や性差に基づく支援体制の充実が求められており、長期的、継続的かつ総合的な支援を行います。

また、「笑顔あふれる 元気なまち 久喜市 ～『健康づくり・食育』共に取り組む実践の輪を広げよう～」を基本理念とした、本市の健康増進・食育推進計画との整合性を図り、生涯にわたった健康づくりを推進します。

■女性の健康支援(女性の健康を支援するために、どのようなことが重要だと思いますか。)

有効回答数：983件



0% 20%40%60%

資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
12101	介護予防事業の充実	高齢者が、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けることができるように、介護予防に向けた事業を行う。	介護福祉課
12102	生涯にわたる健康づくり・食育推進	子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりをすすめるため、各関係課において、健康づくり・食育推進事業等を実施する。	健康医療課 中央保健センター 関係課
12103	健康づくり・食育推進のための情報提供と啓発活動の充実	市ホームページにおいて、健康食育ナビを開設し、健康づくりと食育推進のための情報提供と啓発活動を行う。	健康医療課
12104	HIV/AIDS及び性感染症に対する啓発・相談と妊婦HIV抗体検査の実施	HIV/AIDS及び性感染症に関する正しい情報や知識の普及啓発を行う。また、HIV/AIDS及び性感染症に関する相談を関係機関と連携して実施するとともに、妊婦を対象としたHIV抗体検査を実施する。	健康医療課 中央保健センター
12105	健康づくり・食育推進体制の強化	医師会・歯科医師会をはじめとする、関係団体や公募の市民等で構成される健康増進・食育推進会議と行政との連携を強化し、健康増進・食育推進体制の充実を図る。	健康医療課
12106	各既存組織等を活用した各種健康情報の提供	各既存組織等を活用し、健康に関する情報の提供を行う。	健康医療課 中央保健センター
12107	保健活動に関する地域組織等の育成	愛育班員や食生活改善推進員などの地区組織関係者を対象に研修会を開催し、保健活動を推進する地域組織の育成を図る。	中央保健センター
12108	各種健康診査事業等の充実と受診促進	国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象に、特定健康診査・健康診査の無料実施や、人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を助成するとともに、国民健康保険の被保険者を対象に、市が行う各種がん検診の受診費用(自己負担金)の助成を行い、健康の維持増進を図る。	国民健康保険課

施策の柱3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮

施策の方向① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の普及と啓発

男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提となります。

特に、女性は妊娠や出産を経験したり、女性特有の症状を発症したりする可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が特に重要です。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みを総合的に推進します。

【具体的取組】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
13101	妊娠・出産等にかかわる健康支援の充実	子育て世代包括支援センターの運営により、妊娠・出産等に対する正しい知識の普及及び相談・支援を行う。妊娠届出時等での保健事業の紹介やママ・パパ教室の開催、妊産婦訪問指導等を行うとともに、不妊に関する経済的支援を行う。	中央保健センター
13102	母性保護に関する情報の提供	妊娠・出産期等の健康支援を図るため、母子健康手帳交付時等に、母性保護に関する各種情報の提供を行う。	中央保健センター
13103	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動の推進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及を行うため、各種講座や学習機会などの情報提供を行う。	人権推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かちあう社会のことです。

平成11(1999)年には、国において男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等の視点に立った法律や制度は、着実に整備され、それとともに男女の意識も変化しつつあります。

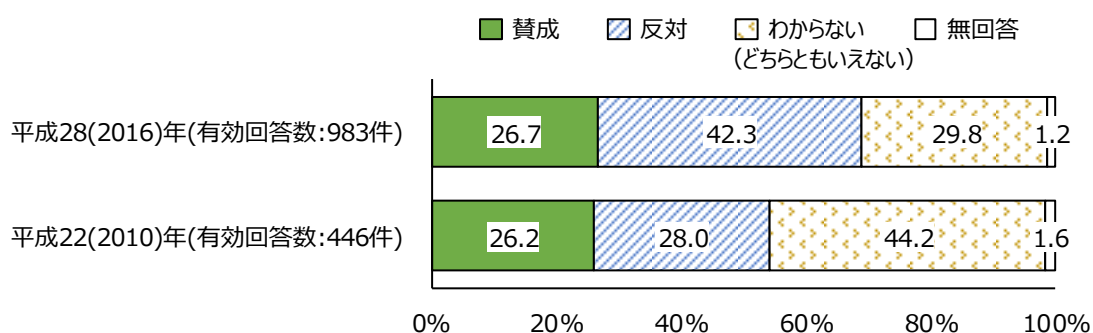
しかし、実際には、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害しているケースが見受けられました。

市民意識調査によると、性別役割分担意識に「反対」する割合が42.3%で最も多く、平成22(2010)年の調査から14.3ポイント高くなっており、性別で役割を固定的に考えるのではないという意識が広まっていることがわかります。

こうした意識の変化を受け、仕事や家事、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力しあうことができるよう、男女共同参画の意識づくりや男女平等を基本にした教育を積極的に推進します。

また、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組みや課題について、情報の収集・提供等を図り、国際的な動向も視野に入れて推進します。

■ 固定的性別役割分担意識(あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査
 ※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

重点施策

施策の柱1 男女共同参画を推進するための啓発活動の充実

施策の方向① あらゆる機会を活用した啓発活動の強化・情報提供の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別に基づく固定的役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための啓発活動を積極的に展開することが求められます。

そのため、引き続き、男女平等意識の定着と男女共同参画社会の形成促進を図るため、男女共同参画推進月間における重点的な啓発活動や、多様な媒体による情報提供を推進します。

■久喜市女（ひと）と男（ひと）の共生情報紙「そよかぜ」

◆ウーマノミクス(Womenomics)
Women (女性) + Economics (経済) = Womenomics (ウーマノミクス)

ウーマノミクスとは、女性がいきいきと活躍できる社会づくりを進め、地域経済の活性化につなげる取組のことです。埼玉県では、平成24年度から「埼玉県ウーマノミクスプロジェクト」を進めています。
お問い合わせ 埼玉県ウーマノミクス課 電話:048-830-3960

女と男いきいきネットワーク久喜会員募集します
私たちは久喜市内で活動する団体及び個人が、ゆるやかにつながり、互いに交流し、情報交換しながら、男女共同参画の推進に取り組んでいます。久喜市との共催で「男と女のつどい」や「女性会議」を開催したり、毎年2月に行われる「With Youさいたまフェスティバル」での活動展示などを行っています。皆さんのご加入をお待ちしています。
申し込み・問合せ 同団体会長 倉持まで
電話・FAX 0480(22)4545

そよかぜの編集員を募集します！
「そよかぜ」は、市民の編集員により企画・編集されています。男女共同参画や情報紙づくりに関心のある皆さん、一緒に情報紙をつくってみませんか。月1回程度、編集会議を行っています。
募集人数 5人
応募方法 人権推進課（下記連絡先）までお問い合わせください。

女性の悩み(カウンセリング)相談
お子さんやご家族、ご夫婦に関すること、配偶者等からの暴力に関する事、自分の生き方や人間関係等、女性の様々な悩みや心配事について、お気軽にご相談ください。相談の費用は無料です。また、相談に関する秘密は固く守ります。
相談日程 第1・第3金曜日 13時～17時
面接相談もしくは電話相談
久喜市役所（本庁舎）
相談会場 1人50分
対象 市内在住・在勤・在学の女性
相談員 女性カウンセラー（臨床心理士）
申込方法 相談は予約制です。電話または窓口で人権推進課（下記連絡先）までお申し込みください。
※相談日程・会場について、詳しくは人権推進課までお問い合わせいただくか、広報紙をご覧下さい。

久喜市は、お互いを認め合える社会を築くため、「人権尊重・平和都市」を宣言しました

編集後記
・「企業は人なり」古くも新しい言葉。働く人が必要とされているからこそ、人は人を信頼し頑張れる。その大きな理由を目的にしました。
・そよかぜの編集スタッフは4名。当初はバラバラだった意見が回を重ねることにまとまってきました。今回もささやかな達成感と仲間づくりの楽しさを実感しました。
・編集作業中、ある新聞で「資生堂の働き方改革」に関する連載が始まりました。多くの方が様々な困難を克服して、今の制度ができたこと。＜仕事も生活も充実する制度や職場＞が、今後、増えてほしいです。
・「仕事も職場が大好き」という思いにあふれ、みなさん、はつらつとしていました。きっと、家庭生活も充実されているのだと感じました。働きやすい職場を作るのは、そこに一人ひとりの努力が大切だと、改めて気づかされました。

編集スタッフ 佐竹 淑子・佐藤 裕子・杉原 範子・栗沼 千恵子

男女共同参画情報紙「そよかぜ」のバックナンバーは、久喜市ホームページからご覧いただけます。

◆発行/久喜市総務部人権推進課
〒346-8501 久喜市下早見85-3
電話:0480-22-1111(内線2322) FAX:0480-22-3319 メールアドレス:jinken@city.kuki.lg.jp

この情報紙は60,100部作成し、1部あたりの単価は3.3円です。
R70
～ お互いの人権を尊重しましょう ～

男女共同参画情報紙
そよかぜ
SOYOKAZE

ワーク・ライフ・バランスって何?
ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」のことです。仕事と生活の両方が充実することで、相乗効果が高く、好循環が生まれます。現在の社会では、仕事と生活の間で問題を抱える人が増えています。仕事に追われたり、仕事と子育て・介護との両立に悩んだりして、心身の疲労から健康を害しかねない人が多く見られます。社会全体においても、少子化・高齢化や労働力不足などの問題を抱えています。

いきいきと働く
趣味を楽しむ
地域に参加する

あなたはどのような働き方を望んでいますか?
今、女性も男性もいきいきと働くことができる社会が、求められています。家族と暮らす・趣味を楽しむ・地域に参加する・いきいきと働くなど、仕事と生活の両方の充実には、働く人だけでなく、家族や地域・周囲の人々の理解や支えが必要です。

家族と暮らす

※男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、家庭や地域・職場などのあらゆる分野において、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

第7号
2017.3.15

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21101	男女共同参画推進月間等における啓発事業の実施	男女平等意識の定着化と男女共同参画社会の形成推進を図るため、6月の男女共同参画推進月間や女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25)などの機会を通して、啓発事業を重点的に行う。	人権推進課
21102	男女平等意識や男女共同参画意識を育む講座等の開催	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催する。また、参加型講座の設定や啓発ビデオの上映など講座内容の充実を図る。	人権推進課 生涯学習課
21103	情報紙や広報紙等による男女共同参画に関する情報の提供	情報紙そよかぜや広報紙、久喜市ホームページなど様々な広報媒体を活用し、若年者や成人者、高齢者など各年代の市民を対象に男女共同参画に関する様々な情報の提供を行う。また、庁内LANを活用し、職員対象に男女共同参画情報を配信する。	人権推進課
21104	男女共同参画を身近に学べる機会の提供	地域の実情にあった男女共同参画に関する理解、認識が深められるよう市バス等を利用し、年1、2回程度の体験学習や施設見学を行う。	人権推進課
21105	男女共同参画ワンポイント講座の実施	セミナー委託事業や各学習会において、久喜市の男女共同参画の取組みを短時間で紹介するワンポイント講座を開催する。	人権推進課
21106	男女共同参画ミニ白書の作成	久喜市の男女共同参画に関する現状を総括的に把握するため、多角的な視点から男女共同参画の現状をまとめたミニ白書を作成する。	人権推進課
21107	男女共同参画関連図書等の整備及び各種情報の提供	様々な男女共同参画関連図書や資料を選書・収集し、広く市民に情報提供を行う。さらに、リクエストサービスや他館からの貸出し提供を実施する。	中央図書館

施策の方向② 男女共同参画を推進する団体等との協働体制の推進

家庭や地域、職場など様々な場における男女共同参画を進めていくためには、行政だけではなく、市民及び事業者との連携、協働が不可欠です。

男女共同参画の施策の推進にあたっては、それぞれの立場で自らの問題として捉えることができるよう、市内で活動を行っている団体等の自主的な活動・事業実施などの支援を含めて、団体間の交流や連携の強化を図りながら、男女共同参画を推進する市民団体等との協働体制を整備します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
21201	市民参加による男女共同参画啓発資料の作成	市民との協働により男女共同参画啓発に関する資料を作成する。	人権推進課
21202	活動団体の支援とPRの強化	6月の男女共同推進月間に女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜との共催による事業を開催し、団体活動の展示・発表の場を設ける等、活動団体の支援とPRを行う。	人権推進課
21203	女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワーク久喜の活動支援	男女共同参画の推進に関する市民等の主体的な活動における団体間交流及び連携の強化並びにネットワーク化を支援するため、女（ひと）と男（ひと）いきいきネットワークの男女共同参画を推進する活動に対する支援を行う。	人権推進課
21204	活動団体への活動拠点の提供	ふれあいセンター久喜に利用団体として登録している女性団体に対し、活動の拠点（女性団体活動支援事業室）の提供を図る。	社会福祉課
21205	セミナー・講演会等委託事業	男女共同参画に関するセミナー、講演会等の企画・運営・報告まで行う団体等を公募し、委託により事業を実施する。	人権推進課

施策の柱2 男女平等教育の推進

施策の方向① 教育における男女平等教育の推進

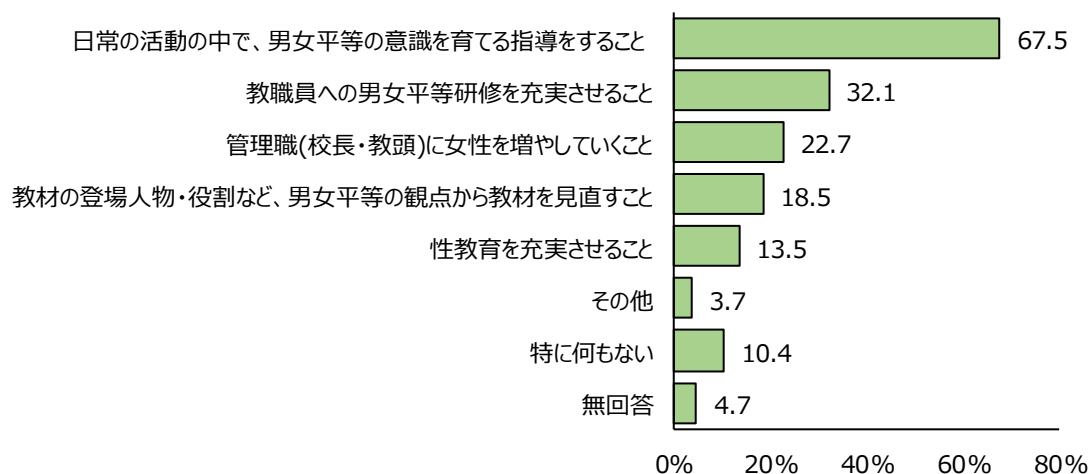
男女平等意識の形成には、人格形成期にあたる子どもたちへの教育や学習環境が大きな影響を及ぼすことから、男女が性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、子どもの頃からの男女平等教育は重要な役割を担っています。

市民意識調査によると、男女共同参画推進のために学校教育の場で必要なことは「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が67.5%で最も高く、次いで「教職員への男女平等研修を充実させること」となっています。

こうしたことから、保育所、幼稚園、学校における男女平等教育を推進するとともに、保育士・教職員に対する男女平等意識の啓発を図ります。

■学校教育(男女共同参画推進のために学校教育の場で、特にどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

第4章 施策の展開

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22101	人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進	男女平等の視点に立って、園児や児童生徒の呼名、班編成、学用品の選定、日常の言葉遣い、運動種目、保護者欄の記入などについて見直しを行うとともに、各種名簿等への男女混合名簿の使用を拡大し、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図る。	保育課 学務課 指導課
22102	一人ひとりの個性を生かす生活指導等の実施	人権尊重に基づき、様々な学校行事、課外活動、進路指導、生活指導などにおいて、一人ひとりの個性を生かす指導を実施する。	保育課 学務課 指導課
22103	保護者に対する意識啓発の充実	保護者に対し、男女平等や男女共同参画に関する啓発チラシやパンフレットを配布するなどの意識啓発を行う。	人権推進課 保育課
		P T Aや保護者会を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課 生涯学習課
22104	教職員などへの男女共同参画に関する意識啓発の推進	教職員や保育士に対し、男女平等や男女共同参画に関する意識啓発及び研修の充実を図る。	指導課 保育課 学務課



施策の方向② 生涯におけるジェンダーの視点*をもった平等教育の推進

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような性別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と言います。

男女が共に、ジェンダーの視点を理解し、それぞれの生き方、能力、適正を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・意識等を身につけるためには、生涯学習における学習機会の充実を図り、誰でもいつでも気軽に学習できる機会を持つことが必要です。

特に、女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメント（力をつけること）を高めるため、生涯にわたる学習機会の提供や平等教育の充実を図ります。

また、女性や子どもの人権を侵害するような情報への対策を充実するとともに、インターネット上の情報などの取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行います。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
22201	男女共同参画の視点に立った講座の開催	各種学習機会の中で、男女平等の視点を取り入れた講座や、男女共同参画の視点に立った講座を開催する。	人権推進課 中央公民館
22202	青少年向け啓発の実施	男女平等意識や男女共同参画意識の定着を図る為、青少年向けの啓発チラシやパンフレットを配布する。	人権推進課
22203	メディア・リテラシー*の向上につながる啓発活動の推進	メディアが送り出す男女の固定的なイメージの情報や、女性の性的側面の強い表現などを、無批判に受け入れるだけでなく、それら情報を主体的に読み解き、選択し、使いこなす力（メディア・リテラシー）を身につけるための啓発活動を推進する。	人権推進課
22204	社会的性別（ジェンダー）の視点に立った各種情報や学習機会の提供	固定的役割分担意識の解消や社会的性別（ジェンダー）の視点に立った意識の定着化につながるよう各種情報や学習機会を提供する。	人権推進課

施策の柱3 国際理解の推進

施策の方向① 国際交流の推進と外国人に対する支援

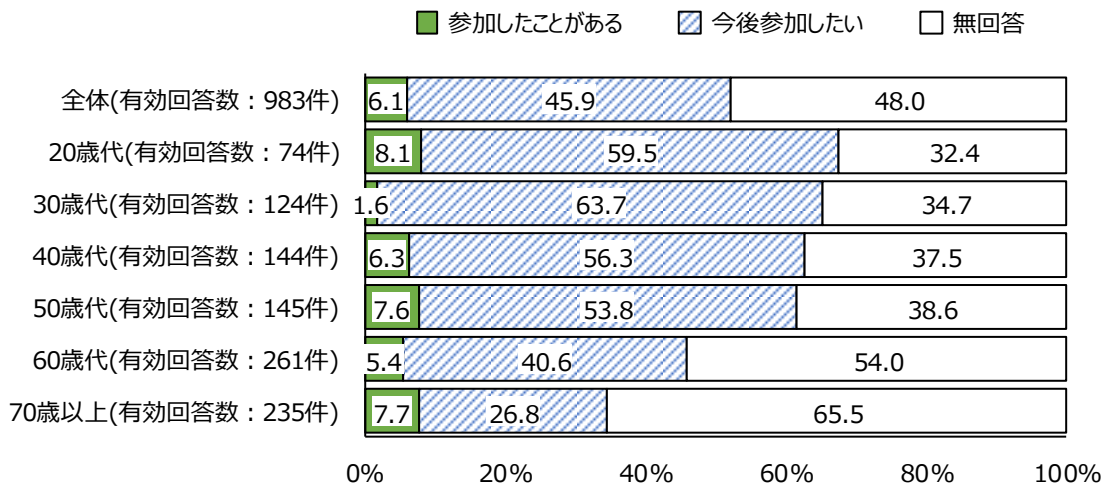
市内在住の外国人は年々増加しており、市民の国際社会に対する認識や視野を広げるため、関係機関等と連携して市民の国際社会に対する認識や理解を深める必要があります。

市民意識調査によると、国際交流・協力への現在の参加割合は低くなっていますが、今後の参加希望は若い年代を中心に高くなっています。

男女共同参画をめぐる世界的な動向等については、情報の収集、提供等を行い、市民等が理解を深めることができる機会を提供します。

■国際交流・協力への参加

(あなたは国際交流・協力などの地域活動に参加したことがありますか。また、今後参加してみたいですか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
23101	地域における国際交流の推進	行政と国際交流団体等との協働関係を構築するとともに、その団体に対する活動支援を行う。また、外国籍市民との交流や、ホームステイの受け入れなど、外国人との交流機会の拡充を図る。	自治振興課
23102	外国人への情報提供の充実	外国人が快適な生活が送れるよう、保健行事日程表や生活ガイドブック・健康や基本的生活に係る資料等、外国語による生活情報の提供の充実を図る。また、公共サインの英文字併記表示や公共施設案内板の設置、さらに日本語教室の充実等に努める。	自治振興課 関係課



基本目標Ⅲ あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け】

男女共同参画の推進には、男女がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

本市においては、女性の就業人口が増加しており、女性の労働力率もすべての年代で増加しているなど、女性の社会進出が進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め、まだ十分とは言えない状況です。

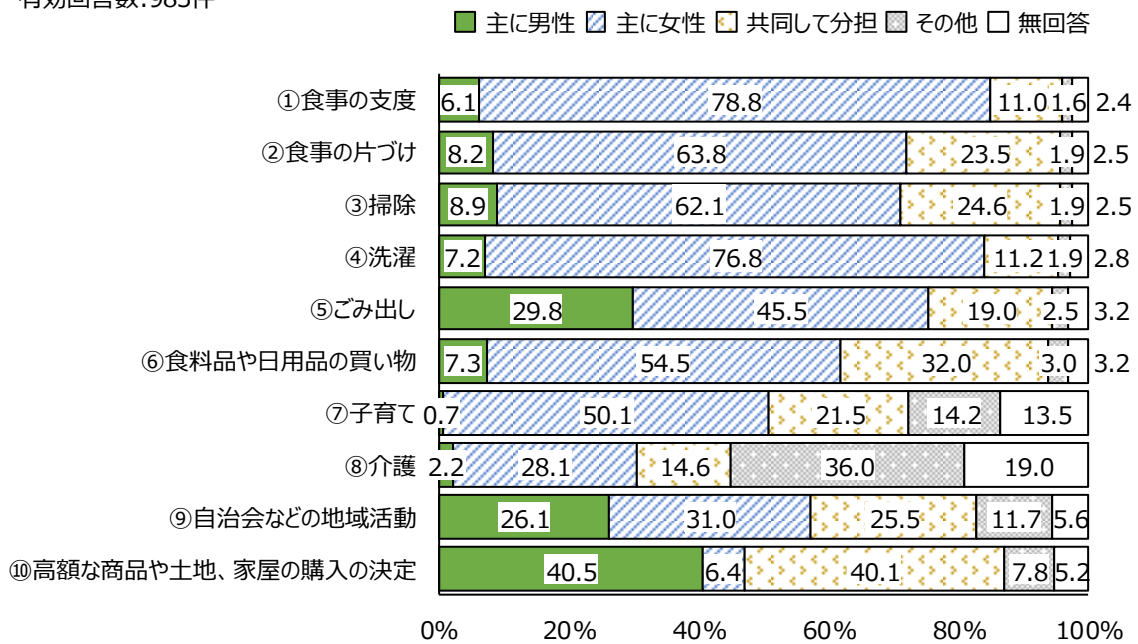
市民意識調査によると、家事全般において女性の負担が大きくなっており、女性に対する家族の支援や公的な支援、労働状況の改善等が求められます。

女性の活躍が進むことは、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進を図る必要があります。

こうしたことから、本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、女性の活躍を推進するための働き方の見直し等の環境を整備するとともに、仕事と家庭の両立を推進します。

■家庭での役割分担(あなたのご家庭では、次の①～⑩のことについて、主にどなたが担当されていますか。)

有効回答数:983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

施策の柱1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

施策の方向① 行政委員会及び審議会等における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定の場に男女の多様な視点からの意見が十分に反映されることは、男女共同参画社会の形成に向けて重要です。

しかしながら、政策・方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえず、積極的に女性の登用推進を図ってきました。

本市の附属機関等の委員の委嘱にあたっては、久喜市市民参加条例に基づき、「各附属機関の男女の構成比率は、男女いずれの委員数も委員総数の30%以上とする。」としています。

また、分野によっては女性委員が少ない審議会等や女性委員がいない審議会等もあり、男女共同参画の視点から、さらなる女性の参画を推進する必要があります。

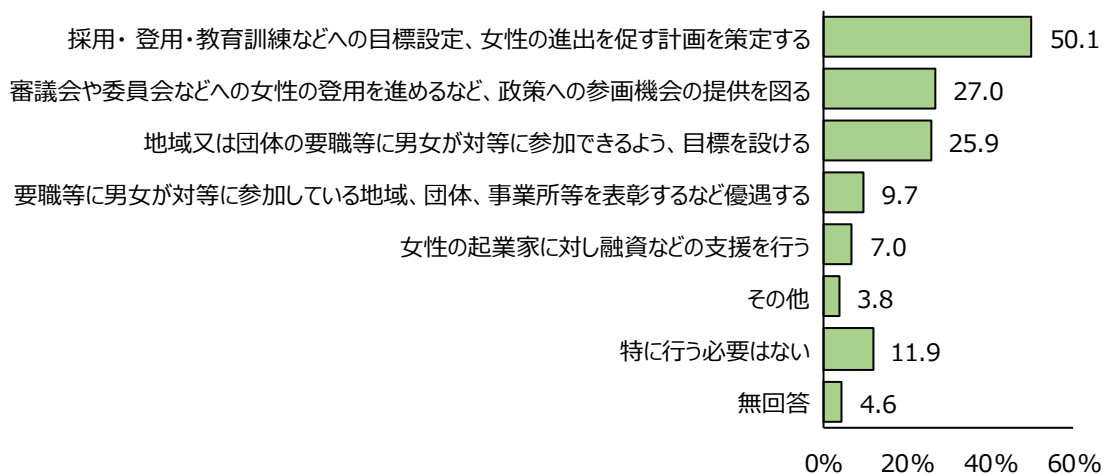
市民意識調査によると、女性の進出を進めていくために「採用・登用・教育訓練などへの目標設定、女性の進出を促す計画を策定する」が過半数を占めており、具体的な目標設定や計画策定が求められています。

本市では、「一つの審議会等の女性委員の比率は、30%以上、また、市全体の審議会等の総数の女性登用率を40%以上とする」ことを目標として推進しており、引き続き目標達成に向け推進します。

■女性の進出

(女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくためには、どのような措置をとるのがよいと思いますか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

第4章 施策の展開

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31101	いきいき女性議会の開催【隔年開催】	女性の市政への参画意識を高め、行政や議会への理解を深めてもらうとともに、女性の意見や要望等を市政に反映させるため、いきいき女性議会を開催する。 また、議会の様子や質問・答弁内容を広報紙、ホームページなどで周知する。	人権推進課
31102	政策参画講座の開催の情報提供	女性の政策・方針決定の場への参画を促進するため、政策参画講座開催の情報提供を行う。	人権推進課
31103	女性登用の推進	市の政策・方針決定過程における両性の偏りのない審議会運営を目指すため、各審議会等において積極的に男女の均衡を図り、女性委員ゼロの審議会等の解消を目指し、全体の審議会等の女性登用率が40%以上を達成できるよう関係各課へ働きかける。 また、女性委員登用状況調査を、年2回実施して、その結果を広報紙等により公表する。	人権推進課
31104	女性の登用推進に関する要綱の遵守	「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」の周知徹底を図るとともに、委員選任時における男女共同参画人材リストの活用や、団体等への委員選任依頼時における女性委員推薦協力依頼の実施など関係各課へ働きかける。	人権推進課
31105	男女共同参画人材リストの活用	男女共同参画人材リストの活用を図るため、庁内各所属所に活用を促すとともに、市内公共施設に公開人材リストを設置し、広く市民に周知を図る。 また、各所属所において審議会等委員選任時や市主催の講演会・講座等の講師を選定する際に、積極的に活用するよう促す。	人権推進課
31106	一附属機関における男女の構成比率の遵守	「久喜市市民参加条例」に規定されている、附属機関の委員の選任における男女の構成比率(男女いずれの委員数も委員総数の30%以上)を遵守するよう関係各課へ働きかける。	自治振興課 人権推進課

第1章

第2章

第3章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第5章

資料編

施策の方向② 行政における女性職員の職域拡大と管理職への登用推進

本市の男女共同参画の推進を図るためには、各行政施策を推進する職員一人ひとりが、男女共同参画の必要性を認識する必要があります。

そのためには、各分野における男女共同参画の取組みを積極的に推進することが重要であり、その取組みは横断的事業として全庁的に行う必要があります。

また、職域により男女差を設けない視点をもつことや女性職員を積極的に女性の管理職として登用推進することは、市内の民間事業所や市内で活動する各種団体の運営などに対して、男女共同参画社会についての意識啓発を図るうえで必要です。

本市の職員全体の男女比は、平成29(2017)年4月1日現在で、男性が61.6%に対して女性は38.4%となっています。また、係長相当職以上の職員における女性の割合は19.5%となっています。

引き続き、行政における女性職員の職域拡大の観点から、職員研修などを通じて男女の職員があらゆる分野で対等に参画できるよう、職員への意識啓発を研修等により積極的に推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
31201	女性職員の職域拡大及び職務分担の見直し	行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、人事異動や課内部での職務分担の変更に努める。	人事課 各課
31202	女性職員の管理職への登用推進	女性の幹部職員としての育成を図りながら、管理職への積極的な登用に努める。	人事課
31203	職員研修への参加推進	女性職員の能力が発揮できるよう、政策立案研修などの職員研修への女性職員の参加推進に努める。	人事課
31204	働く女性のためのステップアップ支援	女性職員を対象に、様々な不安を解消するための研修やメンター制度*等を実施するとともに、講座の情報提供等を図る。	人事課 人権推進課

施策の柱2 仕事と家庭の両立支援の推進

施策の方向① 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

これまで、働く場面においては、長時間勤務や男女の賃金格差、男性中心の労働慣行が根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい人が思うように活躍できない背景がありました。

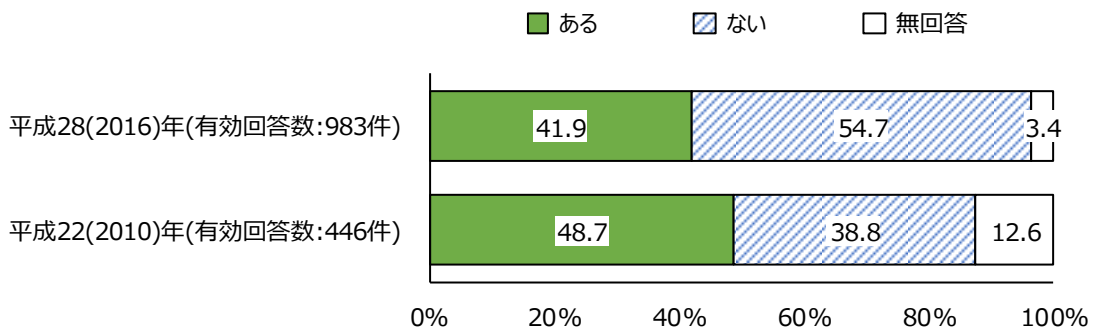
少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にとらわれることなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ*の推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持っています。

市民意識調査によると、職場における男女間の待遇の差が「ない」と回答した割合が全体の54.7%で、平成22(2010)年の調査から15.9ポイント高くなっており、男女間の待遇の差が改善されてきていることがわかります。

そうした中で、男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件として、「育児・介護休業など利用できる職場環境をつくる」が42.8%で最も多く、「子育て支援の充実」、「女性が働くことに対する、家族や周囲の理解と協力」と続いています。

本市の女性の労働力率は全体的に底上げされてきており、市民意識調査の結果等を踏まえ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた支援や各種ハラスメント等の根絶など、男女が働きやすい就労環境の整備を、これまで以上にスピード感を持って推進します。

■職場の待遇面での男女差(あなたの職場では、待遇の面で男女間に差があると思いますか。)



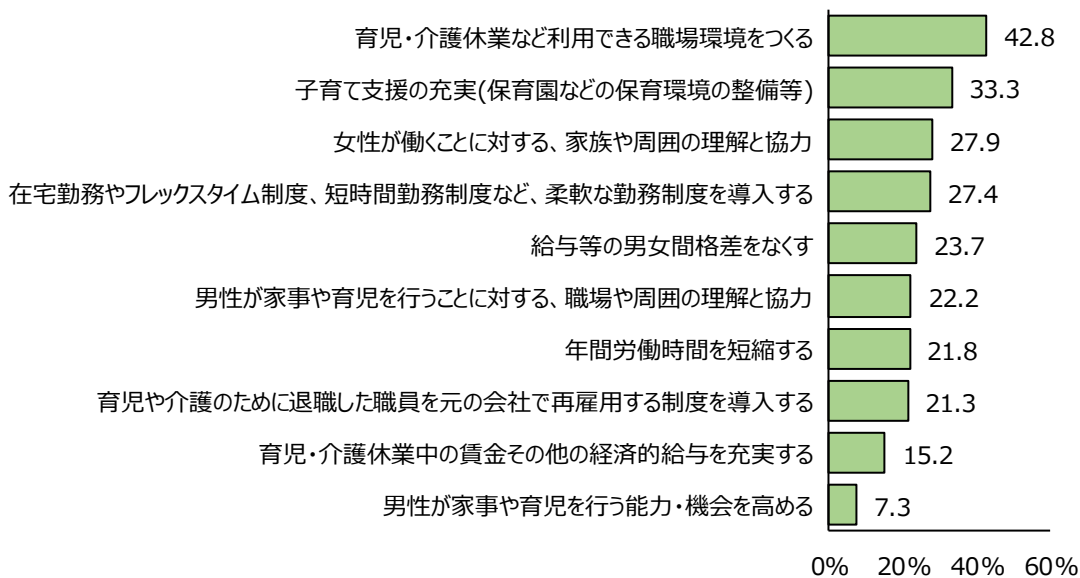
資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査

※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

■仕事と家庭の両立支援【上位10位】

(あなたは、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
 ※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32101	労働に関する法制度等の普及・啓発	事業所に対して、改正男女雇用機会均等法など、労働に関する様々な法制度を啓発するとともに、男女就業者が共に仕事と家庭の両立が図れるよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入などについて、普及啓発を図る。また、パートタイム労働者の雇用改善に関する情報を提供する。	商工観光課
32102	女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備の啓発に努める。	人権推進課 商工観光課
32103	事業者向け啓発活動の推進	事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりを進めるため、市内事業所を対象に男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援、イクボスなどをテーマとする講座を開催する。	人権推進課
32104	女性管理職登用についての啓発	事業所に対して、女性管理職登用の促進啓発として、ポジティブ・アクションに関する情報提供を行います。	人権推進課

施策の方向② 女性がチャレンジできる環境づくりへの支援

少子高齢化により労働力人口が減少するなかで、働きたい男女が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる社会づくりが求められています。

女性が自らをエンパワーメント（力をつけること）し、社会において十分に能力を発揮することができ活躍できる社会づくりは、経済社会の活性化という点からも重要な意義をもつと考えます。

多様な生き方・働き方が選択できる社会において、再就職、起業等を目指す女性に対し、自らの能力を発揮した働き方が実現できるよう、女性がチャレンジできる環境づくりを支援します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32201	再就職支援講座の開催及び情報の提供	女性の職域拡大や現在離職中であって再就職を希望する女性の再就職等を支援するため、再就職支援講座の開催や他機関の開催について、情報提供する。	人権推進課
32202	能力開発講座（労働講座）に関する情報の提供	県など関係機関と連携して、女性の職業技術取得や女性の能力開発につながる講座（労働講座）に関する情報提供を行う。	商工観光課
32203	就労に関する情報の提供	内職相談において、家内就労に関する情報の提供とあっ旋をする。	商工観光課
32204	就労相談事業の充実	労働に関する相談機関等の周知に努める。	人権推進課 商工観光課
32205	女性の起業支援の充実	女性の起業支援のための講座の案内や、時間や場所にとらわれないテレワーク*などの多様な就労形態に関する様々な情報を提供する。	人権推進課
		起業を目指す女性を支援するため、資金や経営、技術などに関する関係機関の支援事業及び支援実施機関の情報提供を行う。	商工観光課
32206	農業に従事する女性への支援	農業に従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境をつくるため、家族協力が得やすくなるよう啓発活動を推進するとともに、家族経営協定*の普及を図る。また、農業経営に必要な知識や技能を修得するための研修などに関する情報提供を行う。	農業振興課
32207	働く女性及び再就職希望者への支援事業	働いている女性の悩みや、働きたいまたはチャレンジしたいと希望する女性のための講座や相談機会の情報を提供し、支援を行う。	人権推進課

施策の方向③ 家庭における男女共同参画を推進する啓発活動の充実

家庭で男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの自覚と積極的な参画が必要です。ライフスタイルが多様化する中、家庭における家事や育児、介護などの活動について、男女が共に家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが求められており、家庭における男女共同参画を推進する取組みの充実を図ります。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32301	家族で参加できる行事や講座等の開催	よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族で参加できる講座等を開催する。	子育て支援課 中央保健センター
		よりよい家庭環境づくりを推進するため、親子や家族単位で活動する機会が増えるよう、親子や家族で参加できるスポーツ大会や教室などを開催する。	生涯学習課



施策の方向④ 男性の家事、育児、介護への参加支援

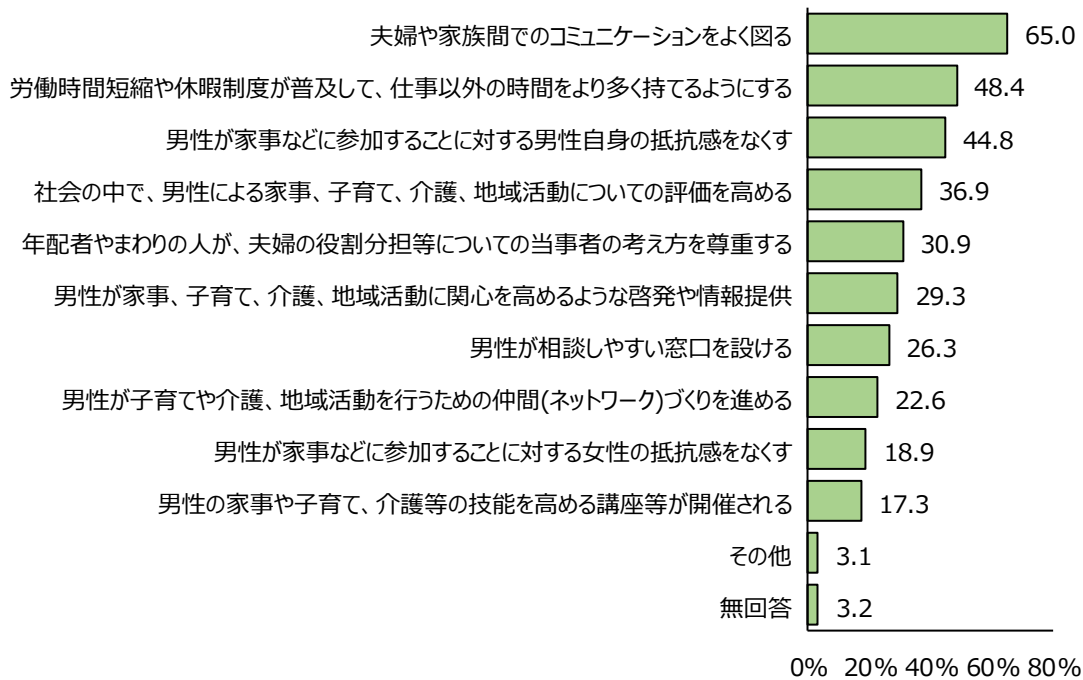
市民意識調査によると、男性の家庭生活等への参加を進めていくためには「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が65.0%を占めています。次いで、「労働時間短縮や休暇制度が普及して、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」と続いており、働き方の見直しや制度の普及等の推進を図るとともに、男性自身の意識改革が求められています。

そのため、男性が参加しやすい講座や行事の開催、各種情報提供等の充実を図り、男性の家事・育児・介護への参加を促進します。

■男性の家庭生活等への参加

(今後、特に男性が、家事・子育て・介護・地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
 ※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32401	男性に対する啓発の推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性に対する啓発活動を推進する。	人権推進課
32402	父親の子育て参加の促進	父親がイベントや行事、講座を通して子どもとふれあうことで、子育ての喜びや楽しみを見出す機会の充実を図り、父親の子育てへの参加を促進する。	子育て支援課 保育課
		母子健康手帳の交付に併せ、父子健康手帳の配布、ママ・パパ教室での育児学習を通じて、父親の育児参加を促す。	中央保健センター
32403	育児・介護休業法等の制度の周知	仕事と育児や介護を両立していくための支援制度などの情報提供を行う。	人権推進課 関係課



施策の方向⑤ 子育てと介護の支援

男女の別や就労の有無に関わらず、多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てと介護ができる社会の実現に向け、社会全体で子育てと介護を支えるという基本的な考えに立ち支援することが必要です。

市民意識調査によると、男女共同参画実現に向けた市の施策として、「子育て、高齢者対策等の福祉を充実する」が57.2%を占め、平成22(2010)年の調査(71.3%)から引き続き、最も多い結果となっています。

本市の子育て環境の充実に向けては、働きながら安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、保育環境の整備を行います。

また、本市では、高齢者や障がい者(児)が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支援体制の構築を進めています。

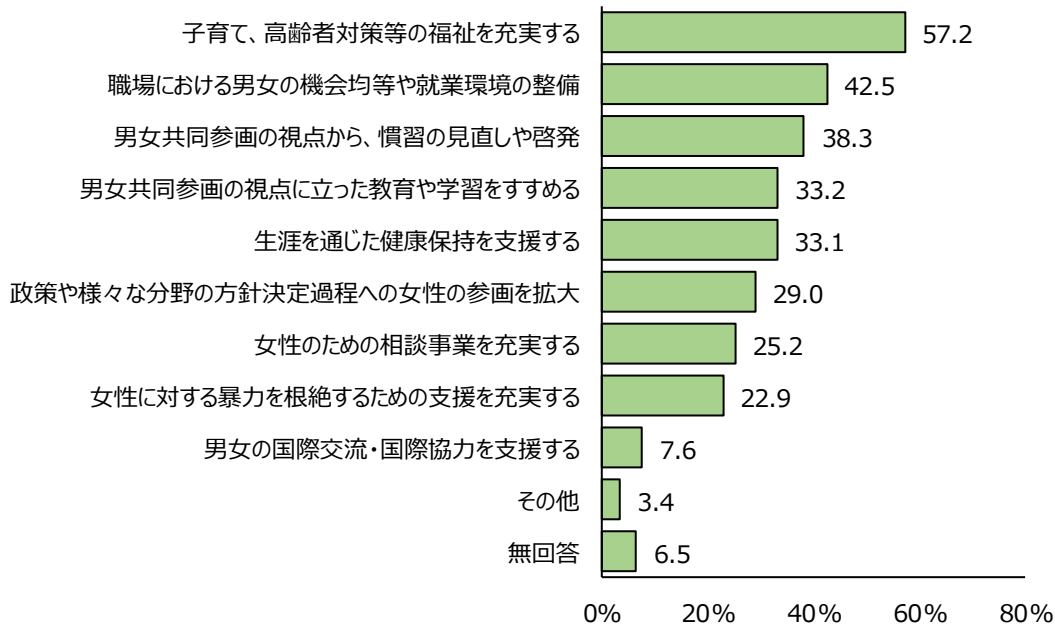
今後も引き続き、子育てをしている家庭や、高齢者や障がい者(児)の家族及び介護者等の家庭と仕事の両立を支援するため、様々なニーズに対応できるように、あらゆる分野の機関との連携強化を図るとともに、不安を抱える男女のために相談体制の充実を図るなど、子育てと介護の支援施策の積極的な推進を図ります。



■男女共同参画実現に向けた市の施策

(「男女共同参画社会」を実現していくためには、今後、久喜市ではどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。)

有効回答数：983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
 ※複数回答可の質問であるため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32501	保護者の行事等への参加に対する配慮	就労している保護者も学校行事等に参加しやすくなるよう、保育・授業参観、保護者会等の行事を土日開催するなど、開催日時や開催時間などを配慮する。	保育課 学務課 指導課
		就学前の子どもをもつ保護者が、安心して気軽に各種講座や催しものに参加できるよう、市で開催する講座は保育付きを原則とする。	各課
32502	放課後児童健全育成事業の充実	小学校の児童をもつ保護者が安心して働けるよう、放課後児童健全育成事業の充実を図る。	保育課
32503	子育てを支援する交流の場の提供	子育て中の保護者等を支援するため、子どもやその保護者が気軽に利用し、交流を深めることの出来る場を提供する。	子育て支援課 学務課

第4章 施策の展開

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
32504	多様な子育て支援サービスの充実	保護者の保育ニーズにあった多様な保育サービスの充実を図る。	保育課 学務課
		親と子のふれあいや赤ちゃんと絵本を開く時間の楽しさを広め、体験するブックスタート事業を4か月児健康診査時に実施する。	中央図書館
		子育てしやすい環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動や子育て支援ホームヘルパーの派遣、子ども医療費支給など、多様なサービス提供から経済的な支援まで、きめ細かな支援を充実する。	子育て支援課
		児童センターや児童館において児童の健全な遊び場を確保するとともに、育児教室や幼児教室など、子育ての楽しさを体験できるような講座等の充実を図る。	子育て支援課 しょうぶ会館
32505	子育て家庭への相談支援及び各種情報提供等の充実	子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、子育て相談事業を充実するとともに、育児不安や育児の孤立化を防ぐため、各種健診や乳幼児相談・教室、母子訪問指導などの母子保健事業を充実する。 また、ひとり親家庭等の経済的自立と福祉の向上を図るため、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費支給事業等の各種援護制度の周知及び利用促進を図る。	子育て支援課 保育課 中央保健センター
32506	介護者のための相談・支援	要介護認定者やその家族の相談や苦情に対応するとともに、市として介護サービスの質の向上を図る。	介護福祉課
32507	育児休業・介護休業制度など労働に関する制度等の普及並びに活用促進	家庭と仕事の両立を支援するため、様々な労働に関する制度等の普及に努め、男女共に積極的に活用するよう制度の活用促進を図る。	人権推進課 商工観光課

第1章

第2章

第3章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第5章

資料編

施策の柱3 地域・社会活動における男女共同参画の推進

施策の方向① 男女が共に担う地域社会づくりの推進

地域においては、コミュニティの希薄化等の様々な変化が生じているなかで、地域で暮らす男女が互いの人権を尊重し、思いやりをもち、それぞれのライフスタイルに応じて地域を担っていくことが求められています。

それぞれの地域は、家庭とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場となり、老若男女、あらゆる男女にやさしい地域であることが必要です。

そうしたことから、地域力を高めていくためには、多様な年代層の男女が誰でも出番と居場所がある地域社会をつくるよう取り組みます。

さらに、これまで地域活動に積極的に参画できなかった定年退職者等に対して地域への参画を促進し、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活がおくれる環境づくりを行います。

また、ボランティア活動やNPO活動等への支援や、高齢者の地域活動への参画支援などを行い、男女が共に担う地域社会づくりを目指します。



第4章 施策の展開

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
33101	地域活動の拠点となる施設 の環境整備	男女が地域活動に積極的に参加できるよう、地域での交流活動の拠点となる施設の環境整備を行う。また、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の運動場（校庭）及び屋内運動場（体育館）を開放し、地域活動の場の提供を行う。（学校体育施設開放事業）	社会福祉課 生涯学習課
33102	市民活動の推進	市民活動を行う団体に対して情報提供などを行うことで、市民活動の推進を図る。	自治振興課
33103	各種事業・会合等への参加し やすい開催日 時等の配慮	各種事業や会合などに開催日時の配慮を行い、男性も地域活動に参加しやすい環境整備を行う。	各課
33104	健康づくり、ス ポーツ・レクリ エーション事 業の充実	男女が地域の中で自立して健康な生活を送れるよう、健康づくり事業やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る。	中央保健センター 生涯学習課
33105	あらゆる人の 地域活動への 参画支援	高齢者や障がい者、子育て家庭など、あらゆる人が男女偏りなく共同して地域活動に参画できるよう働きかけるとともに、女性が地域の住民組織リーダーとして活躍できるよう、男女共同参画にかかわる啓発活動を広く積極的に行う。	人権推進課 関係課

第1章

第2章

第3章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第5章

資料編

施策の方向② 安心して暮らせる地域づくり

あらゆる世代の男女が、安心して暮らせるために男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備・充実をはじめ、自然・生活環境に配慮したまちづくりを推進します。

また、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、貧困や高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
33201	男女共同参画の視点に立った環境整備とまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立ち、子どもから高齢者まであらゆる市民が利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、自然・生活環境に配慮したまちづくりを推進する。	関係課
33202	高齢者、障がい者等への相談支援の充実	高齢者、障がい者、介護者等の日常生活及び権利擁護等に関する相談・支援体制の充実を図る。	介護福祉課 障がい者福祉課
33203	高齢者、障がい者の自立支援及び社会参加活動の促進	男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、就労支援や余暇活動支援等、多様なニーズに応じた各種取組みの充実を図る。 また、分野別計画に基づく福祉サービスを充実させ、高齢者や障がい者の心身の健康の増進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減や仕事と家庭の両立を支援する。	介護福祉課 障がい者福祉課
33204	母子生活支援施設入所事業	生活上の様々な問題により、児童の養育が十分にできない母と、その児童を母子生活支援施設に保護し、自立を支援する。	子育て支援課
33205	助産施設入所事業	経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を保護し、助産施設において助産を実施する。	子育て支援課

施策の方向③ 防災における男女共同参画の推進

平成23(2011)年3月の東日本大震災や平成28(2016)年4月の熊本地震といった大災害の経験から、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が重要視されています。

災害時には、性別役割分担意識から、家事・育児・介護などの特定分野で女性に過度の負担が求められることや、DVや性暴力の被害が増加する傾向にあることから、女性に配慮した災害支援が必要です。

そのため、防災の取組みを進めるにあたっては、意思決定の場への女性の参画を促進する必要があり、避難所における男女のニーズの違いを把握しながら、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
33301	防災等に配慮したまちづくりの推進	自然災害などから市民の生命や財産を守り、安全な生活環境を整備するため、防災等に配慮したまちづくりを推進する。	消防防災課 関係課
33302	女性の視点を取り入れた防災訓練の実施	災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が災害に対応できる体制を目指し、各種訓練を実施する上で性別による役割分担意識を見直し、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会を提供する。	消防防災課
33303	自主防災組織の育成支援	地域の自主防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に推進し、女性の参画促進や女性リーダーの育成にも努める。	消防防災課

基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり

【DV防止及び被害者支援に関する計画として位置付け】

近年、DVやストーカー行為による被害や、SNS*などのインターネット上のツールを利用した性犯罪や売買春、人身取引等が深刻化しています。

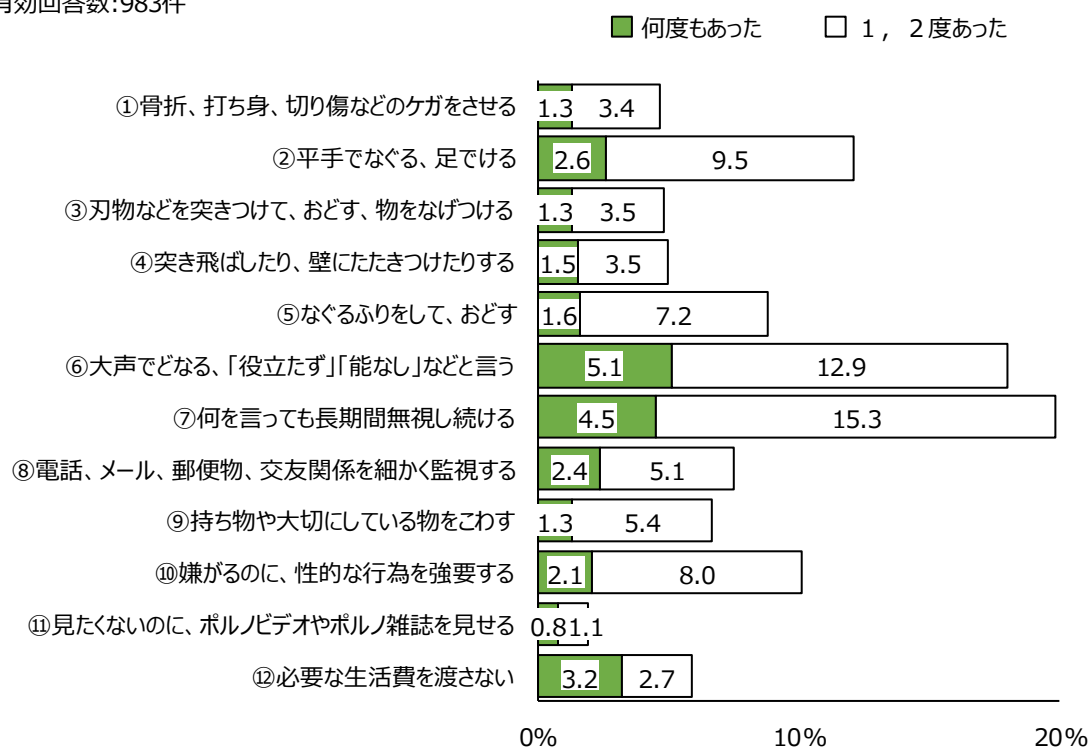
市民意識調査によると、DV被害について、「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせると、市民のおよそ2割が何かしらのDVの被害経験があることがわかりました。

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くが女性であることから、DVは性別による役割分担意識や慣行を固定化し、男女共同参画社会の推進を阻害するものとなっており、その根絶が求められます。

そのため、本計画は、DV防止法に基づく基本計画（DV防止及び被害者支援に関する計画）として、DVの防止及び被害者支援に向けた施策を推進することとしており、被害者支援にあたっては、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。

■DVの被害経験(あなたはこれまでに、あなたの配偶者(事実婚や別居中、離婚後も含む)、婚約者、交際相手など親密な関係の相手から、次の①～⑫のような行為をされたことがありますか。)

有効回答数:983件



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】

施策の柱1 性別による暴力の根絶に向けた啓発

施策の方向① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応

DVは、決して許されるべきものではなく、DVの防止を図ることは、男女の人権が尊重された社会を築くためになくてはならない重要な課題です。

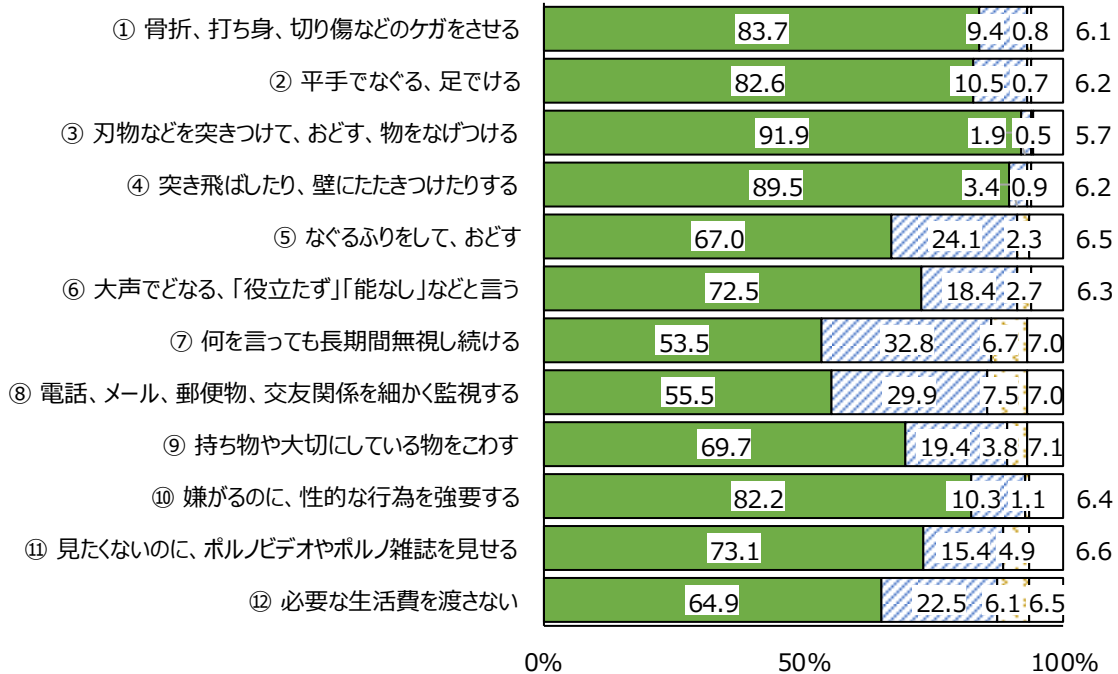
市民意識調査によると、殴る、蹴る、物をなげる等の「身体的暴力」については、DVとしての認識が高くなっていますが、長時間無視する、電話やメール等を監視する等の「精神的暴力」については認識が低くなっています。

今後もDV防止に向けた啓発活動を推進するとともに、DV被害者への迅速かつ適切な対応を行います。

- 配偶者等からの暴力とされる行為(あなたは、次の①～⑫のような行為が配偶者(事実婚や別居中、離婚後も含む)・婚約者・交際相手など親密な関係の相手との間で行われた場合、それを暴力にあたると思いますか。)

有効回答数：983件

- ① どのような場合でも暴力であると思う
 ② 暴力の場合とそうでない場合がある
 ③ 暴力にあたるとは思わない
 ④ 無回答



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
 ※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
41101	配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	広報紙や啓発用リーフレット等を活用し、配偶者等に対する暴力を根絶するための啓発活動の推進を図る。	人権推進課
41102	D V 相談対応マニュアルの活用	相談担当者向け対応マニュアルの活用を図ることにより、被害者の置かれた状況に応じた適切な対応を行う。	人権推進課



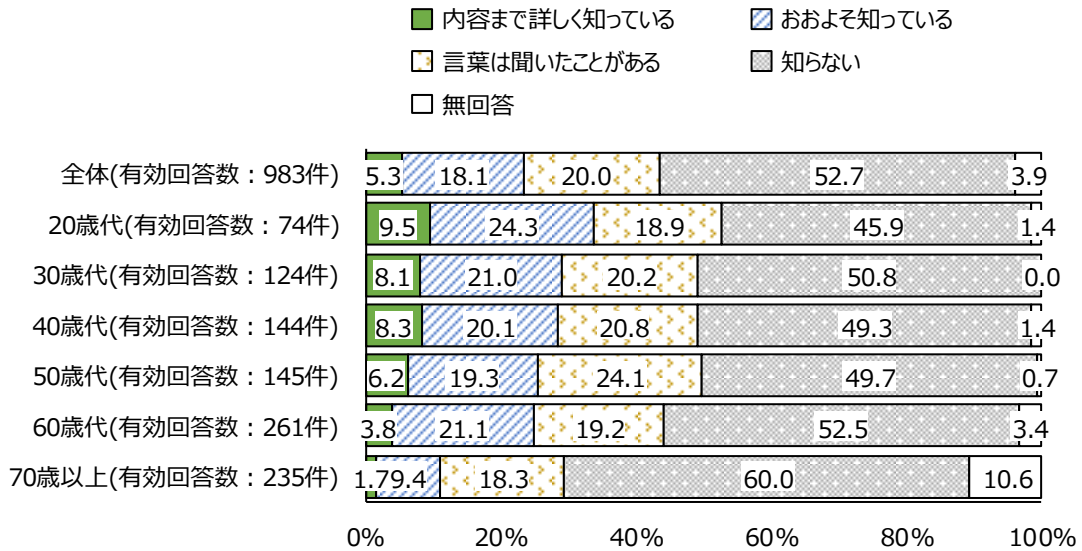
施策の方向② 若年者に対する予防啓発の推進

DVは、配偶者間だけでなく、若い世代の恋人同士の間でも発生します。背景には、婚姻関係の中で起こるDVと同じように、女性を男性より低くみる意識や性別による固定観念があるといわれています。

市民意識調査によると、デートDVについて、全体の52.7%が「知らない」と回答しており、20歳代や30歳代の若い年代においても50%前後を占めています。

デートDVを未然に防ぐためには、若年者に対して、男女が互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないということを予防啓発することが重要であり、若年者及びその保護者等に向けた対策を講じます。

■デートDVの認知度(あなたは、次の男女共同参画に関する言葉や久喜市が取り組んでいる施策をご存知ですか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査【平成28(2016)年】
 ※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
41201	デートDV防止に向けた啓発活動の推進	DVは配偶者だけではなく、若い恋人の間でも発生するという認識に立ち、若年者向けのDV防止普及啓発資料の作成や保護者対象のDV防止に関する講座の開催など、若い男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進する。	人権推進課
41202	保護者に対する意識啓発の充実	保護者会や公開授業を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課

重点施策

施策の柱2 被害者のための相談体制と支援体制の充実

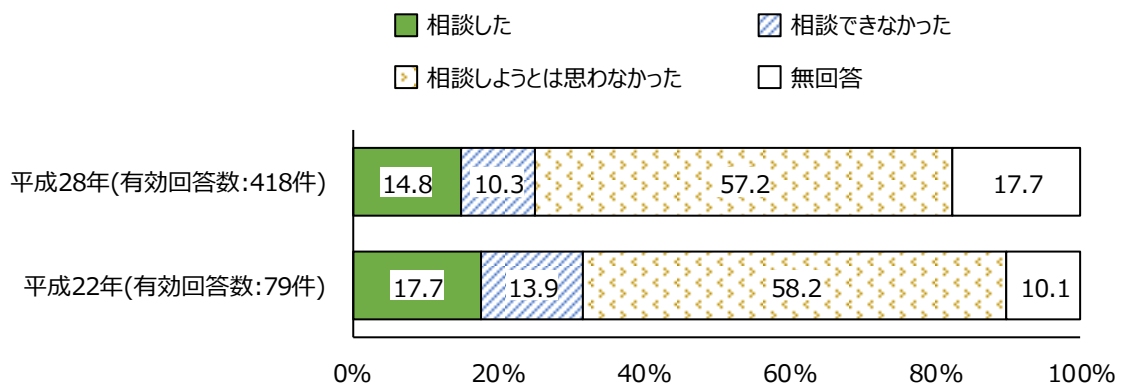
施策の方向① 被害者のための支援・相談体制の充実

配偶者等からの暴力をなくすためには、被害者のための相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部署との連携を図り、相談者が相談しやすい体制を充実させることが重要です。

特に、DV被害者が相談内容を自分で話すということは、相当の勇気を必要とする行動です。被害者の心理状況をよく理解し、相談者が話をしやすい環境をつくり対応することが大切です。

また、市民意識調査によると、被害者の多くは、相談しようとは思わなかった（又はできなかった）人が多数を占めていることから、被害を長期化拡大させないためにも、被害者が早期に相談できるよう関係各課及び関係機関と連携を図ります。

■DVの相談(あなたは、その受けた行為について、誰かに相談しましたか。)



資料：久喜市男女共同参画に関する市民意識調査
※回答率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

第4章 施策の展開

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
42101	女性相談事業の充実	配偶者等からの暴力に関する事、夫婦や家族に関する事など女性の悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」を実施する。 女性にかかる相談に適切に対応するため、関係機関等との連携を深め、女性相談事業の充実を図る。「女性の悩み（カウンセリング）相談」については、毎月2回（第1・第3金曜日）実施のほかに日曜日に特設相談を実施する。	人権推進課
42102	女性及び児童相談の充実	女性や児童等の適切な支援を行うため、女性や児童に関する相談事業の充実を図る。	子育て支援課
42103	相談担当職員の資質向上	被害者のための相談・支援体制の充実を図るため、研修を受講するとともに、相談対応や記録の作成方法について担当職員同士で情報交換を図るなど、資質の向上に努める。	人権推進課
42104	民生委員・児童委員等を対象とした意見交換会等の実施	DVに関する実態の把握や被害者から相談を受けた場合の対応方法（関係機関との連携など）について、情報提供や意見交換を行う。	人権推進課 社会福祉課

第1章

第2章

第3章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第5章

資料編

施策の方向② 庁内及び庁外の関係機関との連携

DV防止法において、国及び地方公共団体は、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務を有すると規定されています。

本市では、DVの被害者にとって最も身近な行政機関としての役割を担い、被害者の状況、緊急度などを的確に把握し、対応が可能なものについては助言やサービスの提供を行い、関係機関と速やかに連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行います。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
42201	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の充実	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、関係機関相互の連携の強化、情報の共有、被害者支援の取組みの強化などを行う。	人権推進課
42202	被害者への総合的支援の整備	被害者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うため、庁内関係課と連携を図り、被害者への総合的支援の整備に努める。	人権推進課 子育て支援課 関係課



施策の方向③ 外国人、高齢者、障がい者への支援と連携協力

外国人被害者は、言葉や文化の違いから、社会生活のなかで孤立しやすく、相談できる機関等の情報を取得しにくい状況にあるため、外国語のリーフレット等による情報提供や関係機関と連携した相談や支援を行います。

また、高齢者や障がい者は、DVが潜在化しやすい傾向にあるため、関係機関の相談窓口や福祉サービスを通じ被害者を支援します。

【具体的取組み】

取組みNo.	取組み名	取組み内容	所管課
42301	外国人向けのDVに関する情報の提供	外国人向けのリーフレット等を設置し、外国人被害者への情報提供を図る。	人権推進課 市民課（総合窓口）
42302	高齢者虐待の防止に向けた取組み	地域包括支援センター職員に対し、事例検討会などを開催し、早期発見とその対応に努める。	介護福祉課
42303	障がい者虐待の防止に向けた取組み	被虐待者の迅速な安全確認を行う体制を整えると共に、障がい者の虐待防止に関する啓発活動を実施する。	障がい者福祉課

第 5 章

計画の推進体制

1 市、市民、事業者、教育に携わる者の責務

本市の男女共同参画を総合的、継続的に推進するためには、市、市民、事業者、教育に携わる者の責務をそれぞれ明確にすることが必要です。「久喜市男女共同参画を推進する条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

■市の責務

- (1) 男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画を推進する基本的施策を総合的に計画し、実施すること
- (2) 男女共同参画の推進に必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めること
- (3) 国、埼玉県や他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民や事業者と協働して取り組むこと

■市民の責務

- (1) 基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めること
- (2) 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めること

■事業者の責務

- (1) 基本理念について理解を深め、事業活動において男女共同参画を推進する体制の整備に努めること
- (2) 市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めること

■教育に携わる者の責務

- (1) 基本理念に配慮した教育を行うよう努めること

2 本市の推進体制の充実

「久喜市男女共同参画を推進する条例」及び「久喜市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画を推進していくためには、その推進体制の充実を図る必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策は、幅広い分野にわたっており、行政全般にわたる取組みが必要です。

そこで、本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の項目に取り組みます。

(1) 男女共同参画の視点に立った市の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた計画の各施策は教育、労働、福祉、保健などの幅広い分野にわたっており、施策を総合的に推進するために、市自らが率先して取り組みます。

特に、市職員の男女共同参画意識を高めるため、職員研修や情報提供を行うとともに、各課が連携し、横断的に計画を推進します。

(2) 久喜市男女共同参画審議会の充実

男女共同参画の推進に関する事項について、調査審議する附属機関である「久喜市男女共同参画審議会」の役割を明確にし、機能の充実を図ります。

(3) 市民、事業者との協働

「久喜市男女共同参画を推進する条例」の前文にうたわれているように、市、市民及び事業者が協働して計画を推進するため、協働体制の充実を図ります。

(4) 施策に対する苦情への対応

市の男女共同参画施策に対する苦情の申出に対して、「久喜市男女共同参画を推進する条例」に基づいた適切な対応を行います。

(5) 国・県等関係機関との連携

国や県、近隣市町など関係機関との連携を深め、情報交換などを行い、市の男女共同参画の一層の推進を図ります。

（6）男女共同参画に関する情報の収集・調査研究の実施

男女平等や男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の現状を把握するとともに、計画推進の基盤とするため、男女平等や男女共同参画に関する意識調査を行います。

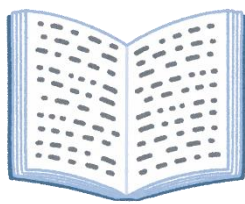
（7）計画の進行管理（施策の点検と評価の実施）

計画を継続的に推進するためには、計画に盛り込まれている施策の進捗状況を把握するとともに、各施策の効果を点検することが必要です。

基本目標ごとに目標数値を設定し、その目標数値に対する達成度を把握するとともに各施策の効果を検証し、取組みを推進します。

また、施策の企画・立案・実施にあたり、どの程度男女共同参画の視点に配慮したかを確認し、計画の基本理念に基づく施策の推進と実効性を高め、本市の男女共同参画の推進を図ります。

■計画の進行管理イメージ



PLAN：計画
・目標の設定
・計画の策定



DO：実行
・施策の推進
・進行管理



ACTION：改善
・施策の見直し

CHECK：評価
・課題の分析
・施策の評価



資料編

1 策定の経過

	内 容
平成28年11月29日～ 平成28年12月14日	○市民意識調査の実施 対象:20歳以上の方2,000人(女性1,000人、男性1,000人) 回答者数:983人(49.2%)
平成29年2月2日	○委嘱書の交付 ○平成28年度第3回男女共同参画審議会 ①会長、副会長の選出 ②計画策定の諮問 ③策定に当たっての基本的考え方、スケジュールについて ④意識調査について
平成29年3月23日	○計画策定に向けての学習会「女性の活躍と男女共同参画社会について」 ○平成28年度第4回男女共同参画審議会 ①計画策定の具体的スケジュールについて ②意識調査の結果について ③久喜市の男女共同参画に関する現状と課題について
平成29年5月23日	○平成29年度第1回男女共同参画審議会 ①平成28年度実施計画の進捗状況報告 ②計画策定スケジュールについて ③久喜市の現状と課題について
平成29年7月10日	○計画策定に係る施策の調査(庁内照会)
平成29年8月22日	○平成29年度第1回久喜市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第2次計画策定に係る取組み内容について ・数値目標などの確認について
平成29年8月24日	○平成29年度第2回男女共同参画審議会 ①平成29年度実施計画について ②骨子案について ③数値目標の審議 ④市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施について
平成29年9月15日	○計画に掲載する各取組みの確認等依頼(庁内照会)
平成29年10月13日	○計画(素案)の確認依頼(庁内照会)
平成29年11月8日～ 平成29年12月7日	○市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施 回収数・・・1人 1件
平成30年1月15日	○平成29年度第3回男女共同参画審議会 ①市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果について ②用語解説について ③答申案について
平成30年2月7日	○平成29年度第4回男女共同参画審議会 ①答申案最終審議 ②答申書の提出
平成30年3月	○第2次久喜市男女共同参画行動計画策定

2 久喜市男女共同参画審議会委員名簿

任期:平成29年1月17日から平成31年1月16日

(五十音順)

	氏名	性別	選出母体・役職等
1	あらい ゆうこ 新井 優子	女	事業者の代表者
2	いしだ はるひさ 石田 晴久	男	学識経験者
3	いなば すみこ 稲葉 澄子	女	事業者の代表者
4	いなば としお 稲葉 敏夫	男	公募による市民
5	えのもと きょうこ 榎本 恭子	女	学識経験者
6	くらもち むつこ 倉持 睦子	女	事業者の代表者
7	さだかた としお 貞方 登志夫	男	公募による市民
8	なかむら きみこ 中村 喜美子	女	学識経験者
9	はやせ かおり 早瀬 かおり	女	公募による市民
10	よしの じゅん 吉野 淳	男	事業者の代表者

3 男女共同参画に関する国内外の動き

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1945年 (昭20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)		
1946年 (昭21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生		
1947年 (昭22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止		
1948年 (昭23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択			
1967年 (昭42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975年 (昭50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シテイ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置		
1976年 (昭51)		○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
1977年 (昭52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置	
1978年 (昭53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会	
1979年 (昭54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置	
1980年 (昭55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置 ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981年 (昭56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
1984年 (昭59)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	

資料編

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1985年 (昭60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は昭和61年) ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加	
1986年 (昭61)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1989年 (平元)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		○「第1次女性行動計画」策定【旧久喜市】
1990年 (平2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更 ○婦人行政推進行議を女性関係推進会議に名称変更	
1992年 (平4)		○初の婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立	○「埼玉女性の歩み」発行	
1994年 (平6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	○「1994彩の国の女性」発行	○「第2次女性行動計画」策定【旧久喜市】
1995年 (平7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准	○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996年 (平8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界女性みらい会議」開催	
1997年 (平9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○女性センター(仮称)基本構想策定	

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
1998年 (平10)			○女性センター(仮称)基本計画策定	
1999年 (平11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立	○女性問題協議会:男女共同参画推進条例(仮称)答申	○「栗橋町男女共同参画プラン」策定【旧栗橋町】
2000年 (平12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更 ○男女共同参画推進条例施行 ○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施	
2001年 (平13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更	○「第3次女性行動計画」策定【旧久喜市】 ○「わしみや男女共同参画プラン」策定【旧鷲宮町】
2002年 (平14)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設	○「男女共同参画プラン」策定【旧菖蒲町】
2003年 (平15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立		
2004年 (平16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	○女性チャレンジ支援事業開始	○「久喜市男女共同参画を推進する条例」施行【旧久喜市】
2005年 (平17)	○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:施行は平成19年)	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	○「第4次男女共同参画行動計画」策定【旧久喜市】 ○「第2次栗橋町男女共同参画プラン」策定【旧栗橋町】
2007年 (平19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	○「第2次わしみや男女共同参画プラン」策定【旧鷲宮町】
2008年 (平20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更 ○女性キャリアセンター開設	○「しょうぶまち男女共同参画プラン(第2次)」策定【旧菖蒲町】

資料編

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
2009年 (平21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平22)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	○久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の1市3町が合併し、「新久喜市」誕生 ○「久喜市男女共同参画を推進する条例」制定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2012年 (平24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更 ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	○「久喜市男女共同参画行動計画(第1次)“女(ひと)と男(ひと)ともに輝く共生プラン“」策定
2013年 (平25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催		
2015年 (平27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成28年) ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	久喜市の動き
2016年 (平28)				<ul style="list-style-type: none"> ○特定事業主行動計画を「久喜市職員子育て応援・女性職員活躍推進プラン」に改定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2017年 (平29)			<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定 	
2018年 (平30)				<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次久喜市男女共同参画行動計画」策定

4 久喜市男女共同参画を推進する条例

久喜市男女共同参画を推進する条例

平成22年9月30日
条例第250号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第8条)
第2章 男女共同参画の推進に関する市の基本的施策(第9条—第17条)
第3章 久喜市男女共同参画審議会(第18条—第23条)
第4章 雑則(第24条)
附則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。とりわけ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准以降、この条約を軸に施策が展開され、男女共同参画社会基本法の制定など男女平等に関する法律の整備が進められた。しかしながら、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる、性別による固定的な役割分担意識に根ざした制度や社会慣行などはいまだ残されているのが現状である。

こうした中で、久喜市は、国内外の取組と協調して様々な施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできたが、久喜市には、少子高齢化の急速な進展という全国共通の課題と共に、核家族世帯率が高く、出産及び子育て期に就労を中断する女性が多いなどの状況が見受けられる。

このような状況を踏まえ、さらに将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市を築いていくためには、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を実現した社会を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を

享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること。
- (3) 市における政策又は事業者における活動方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に對等に参画できるようにすること。
- (5) 配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントその他の性別による暴力(以下「性別による暴力」という。)が根絶されること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進が国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による暴力の禁止等)

第8条 何人も、性別による暴力を行ってはならない。

2 市は、前項の性別による暴力の防止に努めるとともに、被害者から当該行為が行われた旨の申出があったときは、関係機関等と連携して、当該被害者等に対して適切な措置を講ずるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する市の基本的施策

(行動計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、第18条の規定により設置される久喜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、第2項及び前項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(啓発活動)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する啓発活動に努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を重点的に行うため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、当該附属機関その他これに準ずるものの委員を委嘱し、又は任命するに当たっ

ては、積極的に男女の均衡を図るように努めるものとし、男女間の格差が著しく生じている場合においては、積極的格差是正措置を講ずることにより、その格差が是正されるように努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第13条 市は、家族を構成する男女が、家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に對等に参画できるよう、必要な支援を行うように努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の主体的な取組を支援するため、当該市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設における環境整備)

第14条 市は、市が設置する公共施設において、必要な設備の設置その他の男女共同参画の推進に資するための環境の整備に努めるものとする。

(事業者への働きかけ)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、第6条に規定する体制の整備について報告を求めることができる。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、行動計画の実施又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、久喜市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けた場合は、関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、行動計画の実施状況を公表するものとする。

第3章 久喜市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、久喜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第19条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第9条第2項の規定によりその権限に属させられた事項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)について調査及び審議をすること。

(2) 第16条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。

(3) 行動計画の実施状況について、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。

(組織等)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者の代表者

資料編

- (3) 学識経験を有する者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第22条 審議会は、第16条第2項の規定により市長から意見を求められたときは、部会を置いて調査することができる。

2 部会は、部会員で組織し、部会員は委員が兼ねる。

3 部会の組織は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際合併前の久喜市男女共同参画を推進する条例(平成15年久喜市条例第31号)第9条第1項の規定に基づき策定された久喜市第4次男女共同参画行動計画は、この条例の規定による行動計画が策定されるまでの間、第9条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

5 久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則

久喜市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成22年9月30日
規則第248号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市男女共同参画を推進する条例(平成22年久喜市条例第250号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の体制整備に関する報告)

第2条 条例第15条に規定する報告を求めるときは、男女共同参画の推進状況報告書(事業所用)(様式第1号)又は男女共同参画の推進状況報告書(団体用)(様式第2号)により行うものとする。

(苦情の申出)

第3条 条例第16条第1項に規定する苦情の申出(以下「申出」という。)は、男女共同参画施策苦情申出書(様式第3号)により行うものとする。

2 申出は、次に掲げる事項については、取り扱わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(申出に対する審議会の調査等)

第4条 久喜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)が条例第19条第2号の規定により調査を行うときは、調査開始通知書(様式第4号)により、あらかじめ関係する市の機関に対し通知するものとする。

2 審議会が申出に関する調査を行うに際し、当該関係機関に対して資料の提出を求め、又は所属職員の出席を求めて事情を聴くときは、あらかじめ資料提出・出席要請書(様式第5号)により通知するものとする。

3 審議会が条例第19条第2号の規定により意見を述べるときは、意見具申書(様式第6号)により行うものとする。

(申出に対する適切な措置)

第5条 市長は、前条第3項の意見具申書に基づき、申出に係る施策について適切な措置を講ずることが必要と認めるときは、是正等指示命令書(様式第7号)により、関係者に指示又は要求するものとする。

(申出に対する結果の通知)

第6条 市長は、申出に関する調査経過、対応結果等について、当該申出をした者に対し、申出結果通知書(処理通知書)(様式第8号)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

6 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別

的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

資料編

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十

一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第二百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二

項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ

装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会することができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保

護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を

生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、

当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者

資料編

暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)

にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

資料編

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを

定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九

条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

資料編

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要

な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)、及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 用語集

行	用語	用語の説明
あ	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。
	ウーマノミクス	ウーマン (Women) + エコノミクス (Economics) の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、地域経済の活性化につなげる取組みのことです。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
	LGBT	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (心と体の性が一致しない人) の英語の頭文字をとった言葉です。性の多様性により、これらの4つに分類されない性的マイノリティ (性的少数者) の方々もいます。
	エンパワメント	女性のエンパワメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけた女性が、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくことです。
か	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表します。

行	用語	用語の説明
か	国連婦人開発基金 (UNIFEM)	<p>開発途上国の女性に技術的、財政的援助を行い、自立を支援することを目的に設置された国連機関です。1976年に「国連婦人の十年のための基金」として設立され、その後1985年に「国連婦人開発基金」と名称が改められました。</p> <p>女性の人権擁護、女性に対する暴力の撤廃、政策決定への女性の参加などを課題として活動してきましたが、2011年1月にUN Womenに統合されました。</p>
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。
	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会 (CSW)	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
	さ	ジェンダー

行	用語	用語の説明
さ	ジェンダーの視点	「社会的文化的に形成された性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。
	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	国連の既存のジェンダー関連4機関 (ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW)) が統合され、2011年1月に発足した国連機関です。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年9月4日に公布、施行 (一部平成28年4月1日施行) されました。10年間の時限立法で、基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに国連の主催により開催される女性問題に関する国際会議です。 第1回 (国際婦人年女性会議) は1975年にメキシコシティで、第2回 (「国連婦人の十年」中間年世界会議) は1980年にコペンハーゲンで、第3回 (「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議) は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月) では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

行	用語	用語の説明
た	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
	男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のことです。なお、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。

行	用語	用語の説明
は	配偶者からの暴力 (DV、ドメスティック・バイオレンス)	<p>配偶者間・パートナー間の暴力で、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p>
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年4月13日に公布、同年10月13日に施行されました。</p>
	北京宣言及び行動綱領	<p>第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1) 女性と貧困、(2) 女性の教育と訓練、(3) 女性と健康、(4) 女性に対する暴力、(5) 女性と武力闘争、(6) 女性と経済、(7) 権力及び意思決定における女性、(8) 女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9) 女性の人権、(10) 女性とメディア、(11) 女性と環境、(12) 女兒から構成されています。</p>
	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	<p>ポジティブ・アクションとは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p> <p>本市では、「久喜市審議会等の委員の女性の登用推進に関する要綱」第3条第3項において、「審議会等の委員の男女の割合における格差が著しく生じているときは、団体に委員の推薦を依頼する場合には、女性に限定した推薦依頼を行うこと」を明記するなど、審議会等の委員への女性登用を推進しています。</p>

行	用語	用語の説明
ま	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
	メンター制度	知識や経験豊かな先輩（メンター）が、後輩に対して、キャリア形成や仕事と子育ての両立、仕事の仕方などについての相談に応じる制度のことです。
ら	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

第2次久喜市男女共同参画行動計画

発行 平成30年3月

編集 久喜市 総務部 人権推進課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

TEL 0480-22-1111 (代表) FAX 0480-22-3319

E-mail jinken@city.kuki.lg.jp

この計画書は、350部作成し、1部あたりの単価は800円です。



久喜市

K U K I